



人とペットの災害対策ガイドライン

ボランティアの 活動と規範



はじめに

災害をペットとともに乗り越えるために、飼い主の防災意識の向上や備えの充実が必要なことは、これまでに「人とペットの災害対策ガイドライン」やその飼い主編で示し、パンフレット等によって周知を図ってきました。

ペットの避難に関しては、飼い主自身の日ごろの備えが前提になりますが、被災した飼い主の支援や飼い主とはぐれたペットの救護活動を円滑に行うためには、自治体や関係機関・団体等が公助として行う活動ばかりではなく、民間のボランティアの役割が極めて重要です。

災害時のペットに関するボランティア活動は、飼養が困難になったペットの一時預かりや譲渡先の選定、放浪動物の保護と飼い主探し、避難所等における適正飼養のサポートや飼育用品の提供、傷病動物に対する治療など多様な分野にわたって行われてきました。また、活動への参加の形も、所属する団体の一員として、個人として、または、現地動物救護本部等が実施する動物救援活動に協力するなど、様々な形態で行われてきました。

このような中、被災地に駆け付けたボランティアの動物救護活動には、様々なトラブルもみられました。それが善意に基づいた行為であったとしても、ボランティアが動物の保護活動を優先するあまり、関係機関との情報共有が適切に行われなかったことや、様々な団体や個人が関係者間の協調を軽視して、それぞれの倫理観や愛護観によって被災動物の救護を行ったことが、トラブルを招いた要因の一つであったと考えられています。

災害時の動物の救援等に関するボランティアの活動は平常時の活動とは異なり、災害時に特有の事態に対応するための知識や技術が必要となりますが、これまではこういった活動に関するルールが明確に示されてきませんでした。

本書では、大規模災害の際に被災ペットの救援等を実施するボランティアが、自治体と協働する上での一つの指針となるように、これまでの災害対応におけるボランティアの活動事例を基に、望まれる行動の基準を示しました。

自治体の皆様には、災害時に必要な支援を得るために、地域でペットに関するボランティアを受け入れる際の参考にしていただければと思います。

用語解説

🐾 ペット

本書では、家庭動物等のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類などを指す。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まない。

🐾 災害ボランティア

地震や水害、火山噴火などの災害発生時および発生後に、被災地において復旧活動や復興活動を行うボランティア全般を指す。本書では、ペットに関するボランティアも、災害ボランティアの一部に含まれる。

🐾 ペットボランティア

本書では、災害ボランティアのうち、ペットに関する災害ボランティアを指す。動物救護活動（ペットを対象とした活動）と動物救援活動（被災者とそのペットを対象とした活動）の両方が含まれる。

🐾 動物救護活動

ペットを対象とした活動であり、飼い主とはぐれたペットや負傷しているペットを保護・収容すること。

🐾 動物救援活動

被災者とそのペットを対象とした広義の活動であり、動物救護活動を含む。ペットを飼養する被災者を広い意味で援助し、災害時にもペットを適切に飼養管理できるように支援すること。

🐾 現地動物救護本部

自治体、地方獣医師会、民間団体等が、災害の発生時に被災地において動物救援活動を実施し、被災ペットや飼い主に対して必要な支援を行うために設置される組織。被災地から避難したペットと飼い主を支援するために、近隣の自治体に設置されることもある。

🐾 シェルター

本書では、災害時に被災ペットの一時保管や、負傷動物、放浪動物を収容する動物救護施設を指す。

目次

はじめに

用語解説

I. 自治体の役割	1
1. ペットボランティア活動における自治体等の役割.....	3
(1) 組織間連携と協働体制の構築.....	3
(2) 情報ハブとしての役割.....	6
(3) ペットボランティアの育成と登録.....	8
II. 被災地で実施するボランティア活動	11
ボランティアの皆さまへ	12
1. 災害ボランティアの活動について.....	13
(1) 災害ボランティア活動の三原則.....	13
(2) 心構え.....	13
(3) 事前の準備.....	17
2. ペットに関する災害ボランティア活動とは.....	20
(1) 連携と協働.....	20
(2) なんのための支援か?.....	20
(3) 平時の動物救援活動との違い.....	21
(4) 活動の時期.....	22
3. ペットボランティアの活動 —災害時の動物救援の歴史—.....	25
(1) 時代とともに変化する災害時のペット対策の考え方や姿勢.....	25
(2) 災害時の動物救援体制の整備.....	32
(3) 知っておきたい法律.....	33

(4) 現地動物救護本部と連携した活動に参加するには	37
(5) 現地動物救護本部等が設置されなかった場合	38
4. 自分にできることは何だろう　－ボランティアの種類と役割－	39
(1) ペットに関するボランティアの種類	39
(2) 様々なボランティアの役割	40
資料編	59
・ 防災ボランティアに関する法的枠組	61
・ 動物の愛護及び管理に関する法律	65
・ 所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた 場合等の取扱いについて	70
・ ボランティアの定義	74



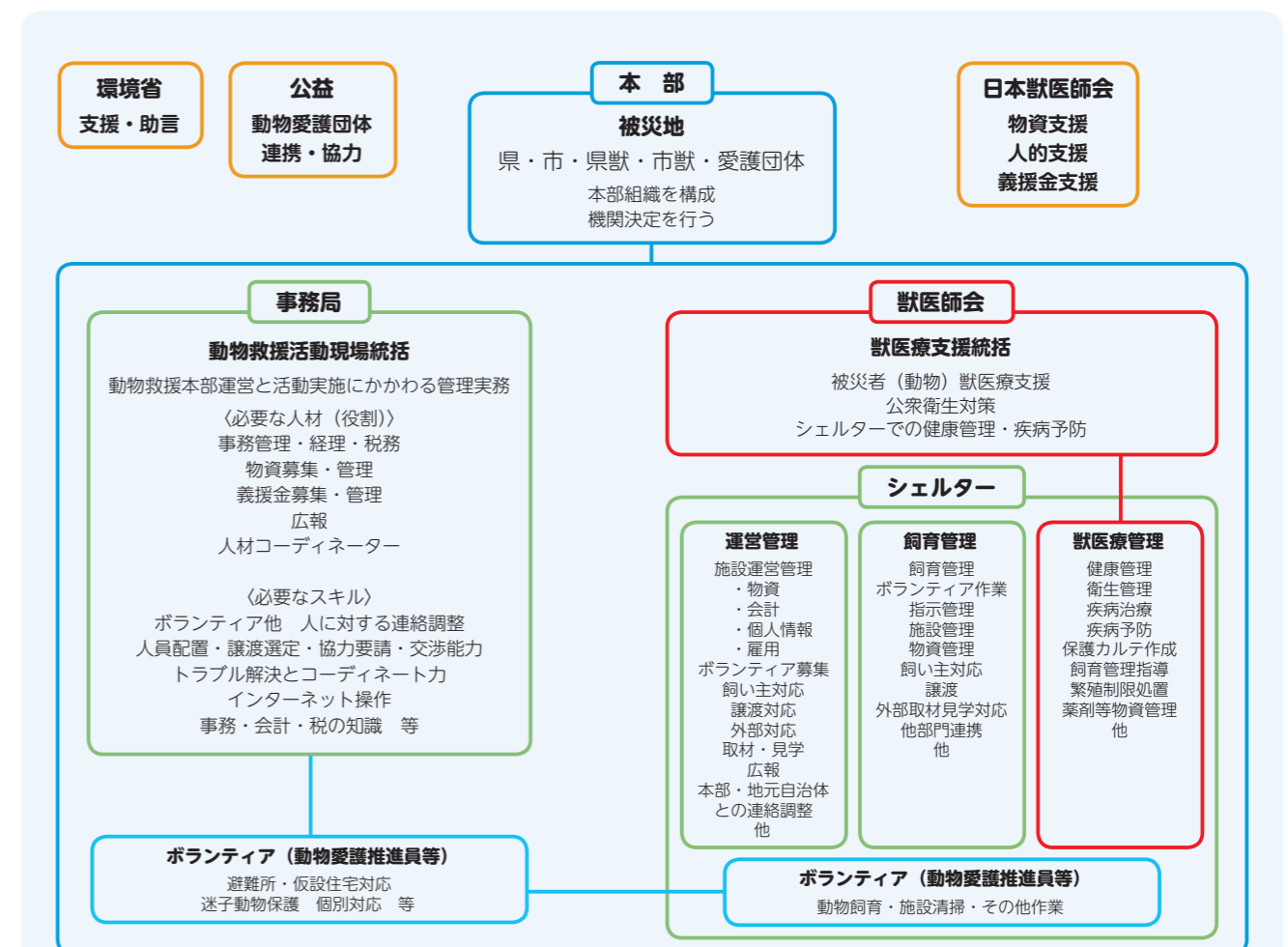
自治体の役割

1. ペットボランティア活動における自治体等の役割

(1) 組織間連携と協働体制の構築

災害時における動物救援活動は、自治体や獣医師会等による活動が中心となります。現地動物救護本部等が設置された場合には、救護本部等を中心とした動物救援活動が行われるため、ボランティア活動も、原則として現地動物救護本部等と連携、協働して活動することが前提となります。

自治体や獣医師会は、平常時に関連団体と支援協定を締結しておくこと、また個人の場合には、「災害時動物救護活動ボランティア」等に登録してもらうことで、災害が発生した際に、安心して活動を任せられる人材が確保できます。また、協定のない団体やボランティア登録のない個人については、社会福祉協議会を通じての人材確保が効率的です。



[資料提供：NPO法人アナイス]

動物救護体制の模式図

■動物愛護推進員、愛護団体、ボランティアとの連携

自治体や地方獣医師会は平常時に、動物愛護推進員や愛護団体、ボランティア等との協力関係を築き、協働して飼い主に対する適正飼養や防災への備えに関する普及啓発を行います。

発災時に自治体等と協働して行う際の活動のルールなどをあらかじめ決めておく有効です。

■社会福祉協議会との連携

災害の発生時に被災地で支援活動を行う一般ボランティア（個人・団体）の受け入れや相談窓口としての役割を果たすのが災害ボランティアセンター（災害VC）です。災害VCは主に被災市町村の社会福祉協議会が運営します。自治体と災害VCが情報を共有することで、ボランティア活動の現場などでの支援活動が円滑になります。

○被災者支援活動の下地作り

（社会福祉協議会、中間支援組織、NPO・ボランティア等との連携・協働）

各地から集まってくる一般ボランティアは、災害VCを通して振り分けられたニーズを元にマッチング（それぞれの業務とボランティアの経験等からの適応の判断）が行われ、各自の活動可能な場所で被災者支援活動を行うこととなります。しかし、災害VCに届けられるニーズは一般ボランティアだけで対応できるものではありません。専門的な知識・技術が要求される作業は、一般ボランティアが対応できるものばかりではないからです。このような場面では、独自の専門性（法律・建築・医療・介護など専門の資格、重機等の免許等）を有する専門ボランティアや災害対応経験が豊富な人材を抱えるNPO等の活躍が期待されます。

しかし、被災した自治体や災害VC（市区町村社協）にとって、外部からやって来る数多くの専門ボランティアやNPO等が適材適所で活躍してもらえるように調整することは非常に困難であり、面識のない専門ボランティアやNPO等を、本当に信用して任せてよいのかに不安を抱くことも無理からぬところです。このような場面で、地域の主体と外部から来た主体をつなぐのが全国社会福祉協議会や災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）、そしてJVOAD¹等の中間支援組織です。

※防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック²より

1 JVOAD：特定非営利活動法人（認定NPO法人）全国災害ボランティア支援団体ネットワーク
2 防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～, 2018, 内閣府防災担当.
http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/bousai_volunteer_kankyoseibi/pdf/h3004guidebook.pdf

事例紹介

「せたがや防災NPOアクション」

2014年5月に設立された、世田谷区内で様々な分野の活動をしている特定非営利活動団体の集まり。大規模災害に備えてネットワークを作り、いざというときに必要な情報を共有し、できるだけ有効で迅速な支援体制が組めるように、自治体と協力して平時からイベント、ワークショップ、分科会ごとの訓練などを行っている。

◀せたがや防災NPOアクション設立趣旨▶

首都直下地震の切迫性が叫ばれるなか、大規模災害時において行政が対応できることは限られており、とくに初動の段階においては、自助はもとより、町会・自治会、NPOや市民団体を中心とした共助の力が不可欠と言われています。

そのためには、平時から区内の様々なNPO同士の連携が必要と考え、2014年に区内のNPO有志が中心となり「せたがや防災NPOアクション」を立ち上げました。当団体は、NPOのネットワーク組織づくりを、世田谷区危機管理室災害対策課と協働して行っています。

現在、それぞれのNPOの専門性やミッションに基づいた活動を、発災した際の支援の可能性の視点から捉え直し、5つのテーマ別分科会を設け、それぞれのテーマについて支援の際の課題や対策の検討を行っています。

今後ネットワーク参加の仲間が増えたときに同種テーマ、あるいは細分化によるグループを少しずつ増やしていきます。「こういうテーマでの連携を考えたい」といった、新しい分科会の提案も大歓迎です！このネットワークの仲間を増やしていくため、NPOならではの創意あふれる企画をご一緒に考えていければと考えております。

（76団体加入 2019年12月現在）

◀5つのテーマ別グループ会▶

- ①住まいの防災（住環境を中心としたテーマ）
- ②被災生活（他のグループに該当しないすべて、今後細分化目指す）
- ③食の支援（食の支援を中心としたテーマ）
- ④子どもの支援（子ども、子育て世代の支援を中心としたテーマ）
- ⑤情報（取組みの広報や発災時情報集約システムづくりがテーマ）

「せたがや防災NPOアクション」には、ペット防災に関わるNPOも所属しており、2019年1月には「ペット防災基本の「き」と題する講演会・ワークショップを開催し、ペット同行避難が人の安全な避難に関わる問題や対策を共有する機会を設けるなどしている。

自治体と民間が協力して、共助の仕組み作りに取り組んでいる好事例である。

(2) 情報ハブとしての役割

災害の発生時に被災地の自治体や団体には、外部の支援者からの問い合わせや支援の申し出等への対応とともに、外部からの支援が適切に行われるように、被災地の状況を発信する「情報ハブ」としての役割が求められます。様々な支援の申し出に対応するため、自治体、社会福祉協議会（社協）、NPOなどは連携・協働し、外部支援者の窓口になることが必要です。また、そのためには、各機関の要員の構成や支援の方針等を共有した上で、連絡と調整を行うことが重要となります。

■ コーディネート体制の検討

災害の発生時には多くの支援団体や一般ボランティアが被災地に入ります。ペットに関する支援においても、現地での活動をより効果的なものにするためには、被災地において支援団体等の活動を調整し、コーディネートする機能が必要となります。

また、避難所等での飼養管理のサポートや飼養管理指導のほか、飼育・救護ボランティアや一時預かりボランティア、救援活動に関わる人と自治体等の調整など、多岐にわたる業務の中心的な役割を担うのが、「ボランティアコーディネーター」です。

自治体等は、このようなコーディネーターを利用した体制のあり方についても検討し準備しておくことが望ましいと考えられます。

動物救援活動におけるボランティアコーディネーターの役割

<必要なスキル>

動物救援活動におけるボランティアコーディネーターには、関係自治体や団体等との連絡調整能力、ニーズに応じた支援の提供や人員を配置するマネジメント力、平時とは異なる災害時特有の飼養管理に関する専門的な知識が必要となります。このような役割を担う能力を有するのは、専門知識のある自治体職員や動物愛護推進員、日本獣医師会、地方獣医師会の会員などがあげられます。ただし、被災自治体では対応が困難となることが予想されるため、広域支援により他の地域の人材が現地入りし、ボランティア活動のコーディネートを行うことも想定されます。

<活動内容>

被災ペットの救護や保護活動のほか、避難所等での飼養管理の指導やサポート、避難所での飼養が困難なペットの一時預かり、譲渡の対応、広報など多岐にわたり中心的な調整の役割を担います。

<これまでの災害での事例>

- ・動物救援活動における全般的なボランティアコーディネーターは、現地動物救護本部の県職員が担った。放浪動物の保護活動では、ボランティアが行う業務の案内、日程調整及び活動現場（保護収容施設）までの交通手段の案内、災害派遣に伴う高速道路の減免措置等の手続、ボランティア活動に伴い生じる苦情等の情報収集及び対応を行ったほか、譲渡支援では、移送ボランティアとの調整を行った。各事案に対する報告、連絡、相談が円滑に行われ、情報共有が図られていたため、現地動物救護本部として、現状の把握が容易であった。また、各種事案に関する対応の方向性の決定も円滑に行え、意思統一を図ることができた。（福島県）
- ・県動物救済本部構成員からの協力を得て、県動物愛護協会会員、県獣医師会会員に、避難所における支援のボランティアを依頼した。また、専門職のボランティアとして、県獣医師会等の獣医師や動物看護師に協力を依頼した。ボランティアの管理は、県動物愛護協会又は県獣医師会が総合調整を行い、現場では行政（動物保護管理指導班長）が調整し対応した。（新潟県）

参考

（公社）日本獣医師会が策定した「災害時動物救護の地域活動ガイドライン³」には、「災害動物医療コーディネーター」について、以下の通り記載されている。

■ 災害動物医療コーディネーター

災害時に地方獣医師会や現地動物救護本部（以下、現地本部）と関係先間の連絡調整の要となるのが「災害動物医療コーディネーター（以下、コーディネーター）」である。

コーディネーターは、災害対応により急増する業務支援の目的で、被災地方獣医師会からの要請により日本獣医師会から被災地方獣医師会や現地本部に派遣され、災害対応に必要な各種情報の取りまとめや環境省、農林水産省など関係省庁や日本獣医師会、連合会、関係団体や関連企業と連絡調整を行い、被災獣医師会の支援活動をバックアップする。

3 公益社団法人日本獣医師会、2018、災害時動物救護の地域活動ガイドライン
<http://nichiju.lin.gr.jp/aigo/pdf/guideline2.pdf>

(3) ペットボランティアの育成と登録

災害発生時に動物救援活動の中心となるのは、自治体や現地動物救援本部等ですが、円滑な救援活動のためには、ボランティアのマンパワーが必要となります。ただし、災害ボランティアの活動には、通常のボランティア活動とは異なる配慮が必要になり、やみくもにボランティアを受け入れることは、後にトラブルの原因にもなります。また、発災後の混乱した時期に、自治体職員がボランティアの募集、受け入れ、管理を行うことは困難です。

このような状況に対処するために、安心して活動を任せられる人材を確保しておき、活動の基準となる考え方や活動に関わる法律などを共有しておく必要があります。

そのために自治体では、平常時にペットボランティアの講習会を開催し、必要な人材の育成に努めておくことが望まれます。

また、講習会受講生をボランティアとして登録しておくことで、緊急災害時には、登録者名簿により協力要請を行うことができ、スムーズな人材確保が可能となります。

したがって、定期的なボランティア講習会の開催やボランティア登録制度の設置は、災害に向けた自治体の大切な備えの一つになります。

災害時のペットボランティアは、大きく分けると以下の4パターンに区分できます。

- ①自治体等が主催するボランティア登録制度により平時に講習を受け、あらかじめ登録されたボランティア（個人）
- ②自治体等と災害時の支援協定を結んだ組織のボランティア（団体）
- ③災害発生時に協力を申し出る地元住民によるボランティア（個人）
- ④被災地外から支援のために駆けつけるボランティア（団体・個人）

①自治体等が主催するボランティア登録制度により平時に講習を受け、あらかじめ登録されたボランティア（個人）

動物愛護推進員や平時から協働している動物愛護ボランティア、あるいは一般公募により集めた人材に対して、自治体の動物関連部局及び危機管理や防災部局からの方針説明も含めた講習会を開催します。

②自治体等と災害時の支援協定を結んだ組織のボランティア（団体）

平時に相互協定を結んでおくことで、自治体にはマンパワーや動物の一時保管場所が確保できる等のメリットが得られ、民間組織側は支援物資や情報の提供を受けられるメリットが得られます。

活動状況は定期的に共有します。

③災害発生時に協力を申し出る地元住民によるボランティア（個人）

現地動物救援本部が立ち上がった後に、救援活動のニーズに合わせてボランティア募集を行い、現地動物救援本部と協働して活動するパターンと、被害の規模により現地動物救援本部が立ち上がらなかった場合に、社会福祉協議会などが設置するボランティアセンターや、地元で活動する動物愛護団体等が募集するボランティア活動に登録して従事するパターンの2つがあります。

いずれも、事前研修なしに活動に参加するため、①の事前研修を受けた登録ボランティアがある程度の管理・指導を行うことが想定されます。①の講習会においてはその役割も伝えることが必要です。

④被災地外から支援のために駆けつけるボランティア（団体・個人）

各団体の活動方針に基づいて動くものの、どの地域で活動を行っているか、あるいは動物を保護した後の状況を把握するために、団体名、連絡先、活動予定期間、活動内容を登録し、被災動物を外部へ持ち出す場合には、必ず詳細を届け出るように約束しておくことが望まれます。



※この次の章からは、被災地で活動する災害ボランティアに必要な知識や情報が述べられていますので、ボランティア養成講習会テキストとしてご活用ください。



被災地で実施する ボランティア活動

ボランティアの皆さまへ

地球温暖化なども背景にあるのですが、自然災害は世界的にも日本でも年々増加しています。これまでは、しばしば日本を横断していた台風の通過経路が西から東へと縦断するようになり、これとともに災害の範囲も広域化していると思われます。

このような中でペットの飼い主にとっては、自身の安全を確保しながらペットを安全に避難させることがますます重要になり、そのための準備が必要なことは、これまで様々な機会を捉えて周知してきました。しかし災害の発生時はいくら十分な準備をしても想定外のことが生じます。

昨今のように被害が広範囲かつ長期にわたる災害対応では、特に、公的な支援に加えてボランティアの支援活動が、災害対応での復興期に至るまでの長きにわたって非常に重要なものとなっています。被災者支援の一環として行うペットの救援にかかわるボランティアの重要性も、今後はさらに大きくなっていくものと思われます。

本書では、ペットを救援したいという強い思いを持ったボランティアの方々の活動がさらに効果的なものになるように、また自治体等との協働の中でどのような活動ができるのかについて、これまでの災害での様々な事例を取り混ぜて示すとともに、被災地で求められるボランティアの支援のあり方を考えてみたいと思います。

災害対応の全般でご活躍される自治体の方々と共に、人とペットのためにご活動いただくボランティアの皆様に活用していただき、災害への備えの一助にいただければ幸いです。

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 災害ボランティアの活動について

被災地で実施するボランティア活動のルールや心構えは、その対象が人であってもペットであっても、基本的には変わりません。

活動を円滑に進めるために、被災地での活動の注意点や被災者への配慮、自分自身の心構えなどを知っておく必要があります。

(1) 災害ボランティア活動の三原則

災害ボランティア活動は社会福祉協議会、行政、NPO、企業など様々な主体が連携・協働して運営されています。これらの災害支援にかかわる様々な部門が議論する中で、現在の災害ボランティア活動は「被災者中心」、「地元主体」、「協働」の三原則によりすすめられています⁴。これは、後で述べる「スフィア・ハンドブック」の行動規範を取入れた考えであり、災害ボランティア活動に携わるすべての人が持つべき共通の認識とされています。

(2) 心構え

災害ボランティア活動に参加する際の心構えには「自己完結」、「自己責任」、「被災地・被災者への配慮」、「多様性の尊重」の4つがあげられます。

自己完結

自分で準備できることは自分でやりましょう。

装備や宿、食料などボランティア自身が利用するのは自分で準備するのが基本です。ただし、現地での買い物や飲食は被災地への経済的な支援に繋がることがあります。参加する場所や時期により状況は異なるので確認が必要です。ただし、確認のためといって被災地の自治体やボランティアセンターに電話で問い合わせることは、対応で多忙な現地の大きな負担になるので控えましょう。

4 災害ボランティア活動ブックレット編集委員会編、2019、被災地につなげる災害ボランティア活動ガイドブック

自己責任

災害ボランティア活動では、怪我や病気、事故のリスクが常にあります。万が一に備えボランティア活動のための保険に入ること、健康管理を心がけ、頑張り過ぎないように自分の体調と相談しながら活動することが自己責任です。

被災地・被災者への配慮

被災者には、家族や友人、自宅、仕事など、失ったものがたくさんあります。また、避難所や仮設住宅などの慣れない環境で様々な問題に直面し、不安な思いを抱えています。すべてを理解することは難しいことですが、被災者の気持ちを想像し、配慮した言動を心掛けましょう。

多様性の尊重

被災者のおかれている状況は一人ひとり異なり、災害の発生からのフェーズによってもニーズが変わります。また、避難所などでの集団生活では、高齢者や障がい者、乳幼児、日本語が不慣れな外国人など、特別なケアを必要とする人への配慮が必要となります。ボランティアには一人ひとりと向き合う姿勢が大切になります。

なお、災害ボランティア活動をする際に知っておいてもらいたい心構えや、最低限のマナーなどについては内閣府等がとりまとめています。ペットを対象とした災害ボランティア活動についても、基本的な考え方や取り組む姿勢は同じです。以下は「防災ボランティアの『お作法』集」⁵を一部抜粋し改変したものです。

5 内閣府防災担当, 2009, 防災ボランティアの「お作法」集～活動に参加するあなたへ、みんなでまもりたいこと～
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/volunteer/bousai-volunteer/kihan/pdf/051106osahou.pdf>

ボランティア活動で心がけること

- ①災害からの復興は被災者が主体となって行うものです。ボランティアはそれをサポートする存在であるという原則を忘れないように心がけましょう。
- ②防災ボランティアは、水・食料・常備薬・適切な服装・保険等、必要な備えをして自己完結することを原則に被災地に入りましょう。
- ③仕事がなくとも、ボランティアニーズをむりやり探し出すのではなく、被災地／被災者のことをよく理解するようにしましょう。
- ④仲間とよく話し合い、一人で仕事を抱えこまないようにしましょう。
- ⑤災害の規模、種類、地域などにより、災害ボランティアセンターの運営などに違いがあるのは当たり前です。あくまで、被災した現場が中心であることを忘れないようにしましょう。
- ⑥被災者の遠慮や警戒からニーズが出にくいことがあります。ボランティアだけではなく、地域内や近隣の方々と協力して活動しましょう。
- ⑦被災地内の災害ボランティアセンターは、地域内や近隣の方々が中核となって運営しています。外部支援者だけで意志決定をすることは避け、地域外の支援ボランティアは地元の運営を支えていきましょう。
- ⑧被災者のニーズは刻一刻と変わります。必要な支援物資に関する古い情報を流すことで無駄な物資が集中して、被災地の大きな負担になることがあります。マスコミやウェブサイトを通じて支援物資を要望するときには留意しましょう。

ボランティア活動をする際のマナー

- ①自分のできることを見極め、例え被災者に頼まれても、自分や周囲を危険に巻き込むような仕事は引き受けないようにしましょう。
- ②防災ボランティアは、被災者の立場をできるだけ理解し、自分の判断を押しつけるようなことを避けましょう。
- ③必要以上に自分の経験を振りかざすことは避けましょう。

参考：内閣府防災担当, 2009, 防災ボランティアの「お作法」集～活動に参加するあなたへ、みんなでまもりたいこと～
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/volunteer/bousai-volunteer/kihan/pdf/051106osahou.pdf>

ボランティア活動をはじめの前に

受付

ボランティアにご参加いただきありがとうございます。
体調や安全に十分に気をつけて活動してください。

※事前にトイレを済ませておきましょう。

持物

帽子・ヘルメット・雨具・マスク
厚手のゴム手袋・長靴

お水・飲み物・ウェットティッシュ

作業に必要な資材

被災者の方々のきもちを配慮しましょう

撮影禁止

●助けてあげたい！というボランティアの気持ちと、不安でたまらない被災者の気持ちには温度差があります。
●相手のペースでゆっくり戻す、帰る際はリーダーが代表で顔など配慮してください。
●活動中の写真や動画の撮影は禁止です。

騒がない

●騒音が原因で迷惑しているため被災地では待たされることが多くあります。
●現場の活動は被災者の気持ちを考慮して行動してください。
●早くやるより、丁寧な仕事を心掛けましょう。

長野市災害ボランティア委員会

活動先での確認と注意

1 挨拶

活動先で「長野市災害ボランティアセンターから来ました。」と伝えてください。

2 確認

活動内容は依頼者に確認
活動時間を伝える
室内で靴を脱ぐか確認
トイレの場所

3 注意

●依頼者に確認を取りながら作業を進める
●一人で作業をしない
●チームリーダーの指示に合わせる
●危険なこと、できないことは受けない

※個人が特定される画像やSNSは禁止

休憩

30分～45分ごとに休憩(タイムキーパーを決める)

安全

安全、衛生には注意(作業前の手洗い・うがい)

ゴミ

災害ごみの分別に協力を

●ケガをした場合や困ったことはサテライトかセンターへ電話してください。
●雨や警報が出たらサテライトに確認し戻ってください。

長野北部災害ボランティアセンター

4 終了

時 分 までにサテライトに戻ってください。

5 帰着

●サテライトもしくはセンターに帰着後、手洗い・うがい・長靴の洗浄・消毒を必ず行ってください。●リーダーは報告書への記入をお願いします。

長野市災害ボランティア委員会

(3) 事前の準備

1) 正しい情報の収集

災害ボランティアに参加する際には、まず現地情報の収集をしたいと思います。様々な情報媒体がありますが、特にFacebookやTwitterなどのSNSは手軽な情報収集ツールであり、これまでの災害でも活用されています。しかし、デマやうわさが広まりやすい媒体でもあることから、情報の取扱いや判断には注意が必要です。



被災地の役場や災害ボランティアセンター等に電話で問い合わせるのは控えましょう。多くの電話対応が現地では大きな負担になります。

「**現地の被害状況**」と「**ボランティアの募集情報**」については、以下の媒体などで確認できます。

・現地の被害状況

テレビや全国版の新聞、地方新聞のほか、市区町村の災害対策本部のウェブサイトで被害状況が公開されます。被害が複数の市町村にまたがる場合には、都道府県の災害対策本部が、またさらに広域にまたがる場合には内閣府のウェブサイト「**防災情報のページ**」が公開されます。

内閣府「**防災情報のページ**」 <http://www.bousai.go.jp/>

・ボランティアの募集情報

ボランティアの募集情報は、被災地の市町村で災害ボランティアセンターに関する情報が入手できます。また、全国社会福祉協議会(全社協)のウェブサイト「**全社協 被災地支援・災害ボランティア情報**」では、災害ボランティアセンターの状況を一覧で確認することができます。

「**全社協 被災地支援・災害ボランティア情報**」 <https://www.saigaivc.com/>

<その他のポータルサイト>

・yahoo!ボランティア <https://volunteer.yahoo.co.jp/>

・ボランティアプラットフォーム <https://b.volunteer-platform.org/support/>

2. ペットに関する災害ボランティア活動とは

ここからは、ペットに関連するボランティア活動に関し、基本的な考え方や活動ルールについて説明します。

(1) 連携と協働

災害の発生時には、ペットに関係した災害ボランティア（個人・団体）が、多数被災地に入りますが、被災者に対して円滑な支援を行い、現地での活動をより効果的なものにするためには、国や自治体、現地動物救護本部等が行う動物救援活動と連携する必要があります。

また、すでに自治体等と協定を締結している愛護団体では、災害の発生時には自治体等と連携して動物救援活動を行うこととなります。

協定を結んでいない個人や愛護団体も、災害時における動物救援活動においては特に、自治体や現地動物救護本部等と連携した活動をすることで、災害時に生じる混乱やトラブルを回避することができます。

(2) なんのための支援か？

災害時におけるペット対応は、飼い主による「自助」が基本であり、自治体が行うペット対策は、災害時の飼い主による適正飼養を支援することにあります。ペットを対象とした災害ボランティアの目的も、飼い主自身が適正に飼養できるようにサポートすることで、飼い主の早期自立を支援することにあります。

被災地において動物を救護する活動には様々な視点があります。

被災地に取残された命＝ペットを救護することは大事な活動ですが、これは動物愛護の観点だけでなく、被災地に取残されたペットが放浪動物となり、被災地の生活環境や公衆衛生の悪化の原因となることを防ぐためにも必要な活動といえます。そして、その救護活動の最終的な目的は、救護したペットが飼い主の元に戻り、適正に飼養されることによる「被災者の心のケア」にあります。

一方、これまでの災害では、避難所に同行避難ができないために飼い主が危険な場所に残されるなど、飼い主の安全性に問題が生じる事態が生じています。

災害が起きたときにペットを守ることができるのは飼い主だけですので、ペットを守るためには、まずは飼い主自身の安全を確保することがスタートになります。

飼い主は、自分とペットの安全のために備えるもの（ハード）と備えること（ソフト）を踏まえて災害に備えた対応をすることが必要です。

ペットに関連する災害ボランティアは、そのような飼い主が必要とする支援を提供することにより、飼い主の避難や早期自立を手助けすることができます。

これまでの災害でも、必要な時間帯や期間に安心してペットを預けられる一次預かりの体制

があることにより、被災した自宅の片付けや仕事をする時間が確保でき、結果的に早期自立が可能となる事例もありました。



さらに避難所や仮設住宅におけるペットの適正飼養は、飼い主とペットの健康と安全を確保することにも繋がると同時に、ペットを飼養していない多くの被災者とのトラブルを最小化させ、全ての被災者の生活環境の保全を図ることになります。例えばしつけやトリミング、飼養相談による飼養マナーの向上は、鳴き声による騒音や匂いによる苦情を軽減します。また、適切な糞尿の処理は、避難所や仮設住宅周囲の衛生環境に寄与します。

このように、ペットを対象とした災害ボランティアの活動は、被災者全体への支援そのものであるといえます。災害時に活動するペットボランティアには、このような視点を認識して活動することが求められます。



避難動物の健康・飼養相談（写真提供：福島県）

(3) 平時の動物救援活動との違い

災害時の動物救援活動には、平時の動物保護活動とは異なり、被災時の状況に特化した配慮すべき事項があります。例えば、動物の収容施設には多くの動物が集まることから、個体管理ではなく、群管理による疾病の蔓延予防が必要となります。また避難所では、動物が苦手な人やアレルギーなどで動物と一緒にいられない人との「住み分け」や人と動物の出入口を分ける「動線の分離」などの配慮が必要です。その他、被災時の心理下における飼い主同士や飼い主以外の避難者との意思疎通や調整などで、動物救援活動等の運営が困難を極めることも予測されます。

ペットに関わる活動は、避難所の運営だけでなく、飼い主とはぐれた放浪ペットの保護や飼い主への返還、一時預かり、救援物資の調達や配分、譲渡など、その内容が多岐にわたり、それぞれの活動に普段の動物救援活動とは異なる注意点があります。(詳細は「Ⅱ. 4. (2)様々なボランティアの役割」を参照)

(4) 活動の時期

災害ボランティアは、いつ参加するかで活動の内容や条件が異なります。災害発生からのフェーズ(段階)を把握しておくことは、自分がボランティアに参加する時期を決めるうえで参考となります。

災害対応のフェーズは災害の種類や規模、地域の状況により異なるため、あくまでも目安となりますが、本編では、内閣府の分類⁶に基づき、以下の3つのフェーズに分けています。

初動期：「災害発生」から「災害ボランティアセンターの開設」まで

災害対策本部が設置され、災害時の体制が徐々に整う時期です。被災者はそれぞれの判断で避難所への避難や、在宅避難などを選択することになります。

応急期：「災害ボランティアセンターの開設」から「仮設住宅等への入居開始」まで

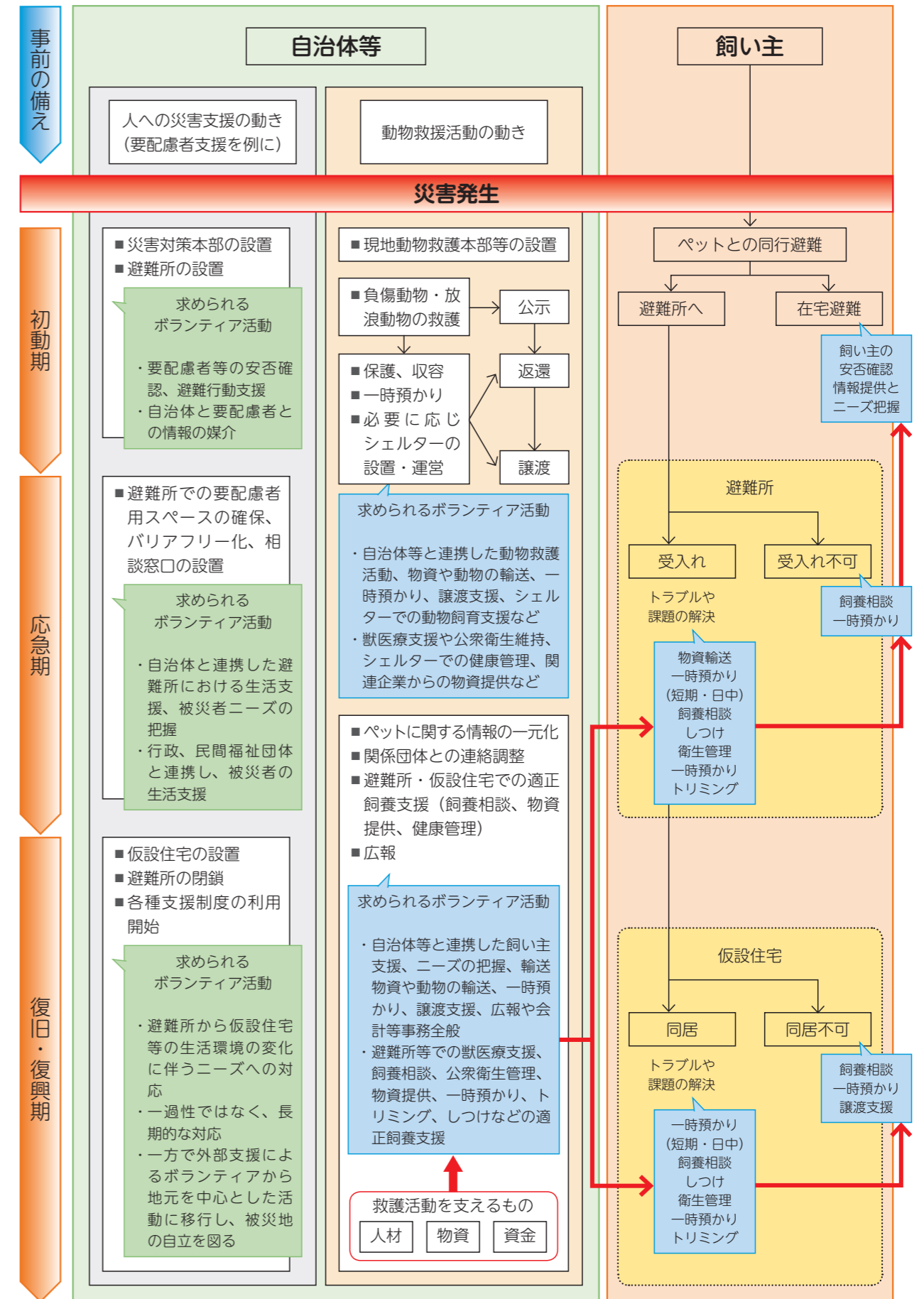
災害ボランティアセンターが開設され、一般ボランティアの募集が始まります。多くの団体や個人ボランティアが被災地に入り支援にあたります。被災者は、応急期の前半の被災者は避難所や自宅(在宅避難)などで生活しますが、応急期の後半になると帰宅したり、応急仮設住宅やみなし仮設住宅(自治体が借上げた住宅)に移動するなど生活環境が変化します。

復旧・復興期：「仮設住宅、復興住宅等への入居開始」以後

避難所の閉鎖が始まります。行政からの被災者支援は直接的な支援が縮小し、各種支援制度を利用するものになります。ボランティア団体等も支援活動を終了し、徐々に引き上げていきます。

次の図は、各フェーズでのペットの災害支援の動きと、求められるボランティア活動について示したものです。

6 内閣府防災担当, 2018, 防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック http://ecom-plat.jp/ictkanagawa_sv/fbox.php?eid=12897



ペットを対象とした災害ボランティアの活動時期の例

一般的には、災害発生の数日後から災害ボランティアの募集がはじまります。ペットに関する災害支援もこの頃から本格的に稼働すると考えられます。現地動物救護本部等が設置された場合には、救護本部等を中心としたペットの災害支援が行われるため、ボランティア活動も救護本部等と連携、協働して活動することで、被災者にとってより効果的なボランティア活動になります。



避難所の動物 (写真提供：岩手県)



獣医師による動物健康相談
(写真提供：熊本県獣医師会)



シェルターでの保護状況とボランティアによる散歩 (写真提供：福島県)



3. ペットボランティアの活動 –災害時の動物救援の歴史–

(1) 時代とともに変化する災害時のペット対策の考え方や姿勢

日本は自然災害が非常に多い国で様々な災害にみまわれています。

この30年程の間でも主な災害には三陸はるか沖地震 (1994)、阪神・淡路大震災 (1995)、三宅島噴火 (2000)、新潟県中越地震 (2004)、台風5号暴風雨災害 (2007)、東日本大震災 (2011)、熊本地震 (2016)、平成30年7月豪雨 (2018) などがあり、これらの災害でのペット対策を背景に体制面や考え方が変化してきました。

1) なぜペットを救護するのか –考え方の変化–

自治体による災害時のペット対策はかつて、飼い主とはぐれたペットの返還や、怪我をしたペット自体の救護が主な役割と考えられていました。そのために、通常は被災した人の救護が優先となりペットの対策には手が回らない事態の中で、結果としてペットの飼い主が不利益を被ったり、安全な避難場所が確保できないという課題が生じました。またペットが居るために災害時でも避難所に向かわず、自宅に留まる人がいることも問題になっています。

近年は様々な災害への対応経験を通じて、災害時のペット対策の考え方にも変化がみられます。例えば、飼い主とはぐれたペットを救護することは、ペットの安全や健康といった動物愛護の観点だけでなく、ペットとはぐれた被災者の心のケアの観点からも重要とされています。また、放浪動物の保護は被災地の生活環境の悪化を防止し、公衆衛生の確保にも寄与します。

次頁の表に、これまでに日本で起きた災害でのペットの救援活動に関する事例と課題の抜粋を示します。



ペットの救援活動に関する事例と課題

1986年 大島三原山噴火（東京都）
・避難の緊急性によりペットの同行避難ができなかったため、飼養動物の為に飼い主が避難指示に従わず現地に残った（安全）*
2000年 有珠山噴火災害（北海道）
・自宅に残した動物の保護や給餌のため住民やボランティアによる立入制限地域への侵入が生じた（安全）*
2000年 三宅島噴火災害（東京都）
・東京都、東京都獣医師会の連携により、全島民避難に伴うペット同行避難が行われたが、島に残った猫への給餌活動により、島内の猫の数が急激に増えた（環境）*
2004年 新潟県中越大地震（新潟県）
・ペット同行避難での車中泊により、エコノミークラス症候群の危険性が浮き彫りになった（安全）*
2011年 東日本大震災（岩手県・宮城県・福島県・茨城県北部など）
・飼養動物（産業動物、ペット）の為に飼い主が避難指示に従わず現地に残った（安全）*
・緊急の避難によりペットと同行避難ができず、自宅に残した動物の保護や給餌のために、住民やボランティアによる立入制限地域への侵入が頻繁に生じた（安全）*
・残された動物の侵入による家屋の破損や汚損、群れた動物による人への威嚇、繁殖がコントロールできない繁殖状況が生じ、自然環境や公衆衛生環境への影響等の問題が生じた（環境）*
2018年 平成30年7月豪雨（広島県・岡山県・愛媛県など）
・豪雨と強風の中、避難所でのペットの屋内への立入り禁止の指示により、飼い主が避難所を退去する事例が生じた（安全）*
・酷暑により、室内飼養動物の屋外係留飼養が困難になるとともに、屋外でペットとともに暮らす飼い主の健康被害が深刻化した（安全）*

*（安全）は「人」の安全に関わる事例 （環境）は地域社会の環境に関わる事例

災害時におけるペット対応は、飼い主による「自助」が基本で、自治体が行き届くペット対策は、飼い主による災害時の適正飼養を支援することにあります。

ここが POINT

自治体は、ペットを連れた被災者が必要とする支援を担う視点

- 飼い主の早期避難の推進
- 自立支援
- ペットを飼養していない多くの被災者とのトラブルを最小化
- 全ての被災者の生活環境の保全を図る

これらはペットや飼い主のみならず、同じ場所に避難する方、被災地域の方々の健康と安全を確保することにも繋がります。

つまり、**災害時に行うペット対策とは、被災者全体への支援そのものである**といえます。

2) 安全に活動するためには ー体制面の変化ー

ボランティアの活躍が救援活動の大きな支えとなった阪神・淡路大震災は「ボランティア元年」とも言われ、その後、次頁の図に示されているように、災害の発生時に被災地で実施されるボランティア活動については、法律や活動の体制、活動を取りまとめる組織などが整備されるようになりました。

また、動物救援活動のボランティアが安全に活動するためのリスク・マネジメント体制整備のきっかけになったのは、1997年1月2日の未明に日本海の島根県隠岐島沖で発生した、ナホトカ号の座礁による重油流出事故だといわれています。

この災害の救援活動では、極寒の海岸で重油回収作業に当たっていたボランティアや、作業を手伝っていた地元住民のうち5名が過労などで亡くなるという二次被害が発生しました。

直接の原因は過重な負担を伴う作業にあったようですが、他のボランティアへの遠慮から作業を自発的に切り上げることができなかったことや、作業の負荷が自身の体力や健康状態に与える影響を予測できず、頑張りすぎてしまったことなどが副因として挙げられています。

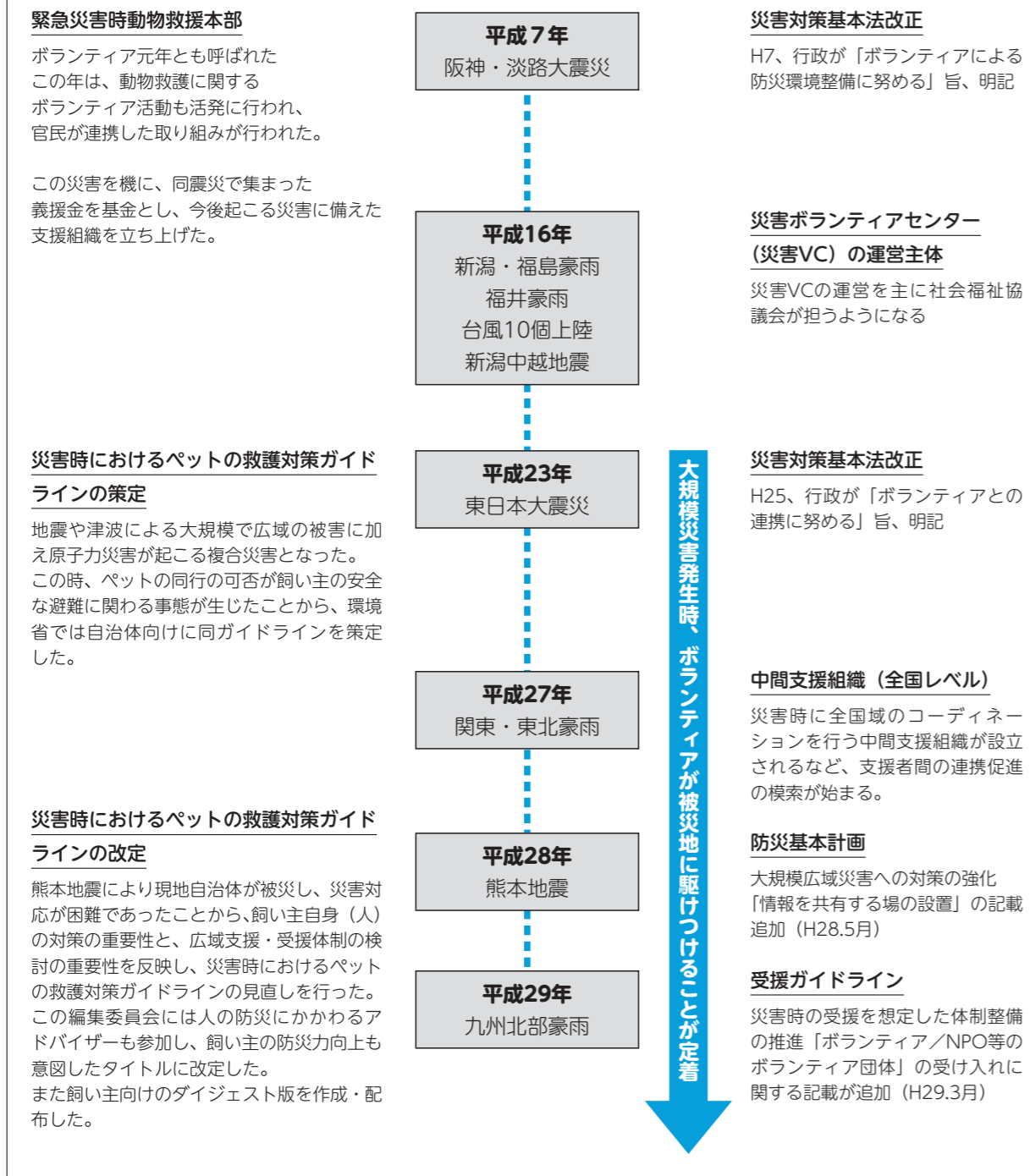
この出来事により、被災地でボランティア活動を行う者の二次被害対策や活動保険の検討の必要性が大きく取り上げられるようになりました⁷。

災害時の活動は平時の活動とは異なるルールや配慮が必要になることから、その活動がたとえ自己責任による自発的なものであっても、または自治体と協力して行うものであったとしても、ボランティアの行動には安全の確認が前提となります。



7 「災害ボランティアと安全・補償の問題」『公益法人』（1997年6月、Vol.26、No.6）掲載原稿
日本太平洋資料ネットワーク理事長 柏木 宏
<http://www.jpnn.org/japanese/library/ronbun/saigai.html>

大規模災害と災害ボランティアに関する近年の動き



大規模災害と災害ボランティアに関する近年の動き(内閣府資料から改変)

ここが POINT

災害時の動物救援活動に取り組む者は、

- 自分が担うことができる責任の範囲を把握しておくこと
- 安全に活動することや、被災地のニーズに沿った活動をすることの重要性を理解しておくこと

3) 自己満足な活動にならない -活動基準の変化-

行政などが実施する公的な支援とは異なり、ただちに活動を開始できる個人のボランティア活動はフットワークがよく、発災後すぐに動けることが被災者のニーズに応える重要な活動になるものの、各々の「思い」だけで動いてしまうことが、被災地でのトラブルに発展してしまう事例もありました。

例えば東日本大震災では発災直後の被災地で、飼い主が用事をする間に係留していた犬を、県外から入っていたボランティアが保護し、自分の活動拠点に移動させてしまった結果、飼い主が自分の犬を探し回らねばならないという事態が起こりました。

さらにこの犬が遠方に保護されていることが判明し、被災した飼い主は自己負担で引き取りに行かねばなくなり、被災した飼い主に金銭的、時間的、心理的な負担が生じたことは、ボランティアの善意が飼い主側の負担となってしまった事例です。

このような出来事から、災害時に飼い主はペットを係留する場所に飼い主の情報を明示しておくことや、保護する側も保護した場所に保護動物の特徴や保護責任者、連絡先を明示した保護カードを置くことなど、誤解によるトラブルを回避する動きが出ています。

次頁に「スフィア・ハンドブック」とよばれる紛争における人道救援を支える人道憲章の枠組み、支援者が守るべき必須基準や行動規範がまとめられた文書を紹介します。

この行動規範は、救援活動が偏りなく、自己満足に陥らない活動になることを目指しており、救援活動での順守規範として、公平な支援や必要性に基づく優先度の決定、地域性の尊重、自立支援への誘導、以後の災害対策強化などの重要な項目が含まれています。

この規範は、災害時の動物救援活動においても基本的な行動規範として重要です。したがって、災害時の動物救援活動に取り組む者は、災害発生時の被災地の飼い主や動物たちの状況、発災から収束までの災害救援活動の流れを知っておくこと、自分自身にできる支援と周りの協力者とともにできる支援は何なのか、また自分が担うことができる責任はどの範囲なのかを整理しておく必要があります。



資料

スフィア・ハンドブック

人道援助を行うNGOのグループと国際赤十字・赤新月運動が、人道援助の主要分野全般に関する最低基準を定める目的で1997年に開始したスフィア・プロジェクトによって、スフィア・ハンドブック（基準）が作成されました。災害や紛争での援助における行動の質を向上し、説明責任を果たすために必要な人道憲章の枠組みと、生命を守るための主要4分野における技術的基準を取りまとめています。

また、災害時の人権保護に関し10の主原則が行動規範として定められています。

行動規範：10の主原則

1. 人道的見地からなすべきことを第一に考える。
2. 支援はそれを受ける人びとの人種、信条あるいは国籍に関係なく、またいかなる差別もなく行われる。支援の優先度はその必要性に基づいてのみ決定される。
3. 支援は、特定の政治的あるいは宗教的立場の拡大手段として利用されてはならない。
4. 私たちは、政府による外交政策の手段として行動することがないように努める。
5. 私たちは、文化と慣習を尊重する。（県や市などの地域の文化や習慣も同様）
6. 私たちは、地域の対応能力に基づいて支援活動を行うように努める。
7. 支援活動による受益者が支援の運営に参加できるような方策を立てることが必要である。
8. 支援は、基本的ニーズを満たすと同時に、将来の災害に対する脆弱性を軽減させることにも向けられなければならない。
9. 私たちは支援の対象者となる人びとと、私たちに寄付をしていただく人びとの双方に対して説明責任を有する。
10. 私たちの行う情報提供、広報、宣伝活動において、災害等の影響を受けた人びとを、希望を失った存在ではなく、尊厳ある人間として取り扱うものとする。

※災害救援における国際赤十字・赤新月運動および非政府組織（NGOs）のための行動
※規範引用：「スフィアハンドブック 2018」

ここが POINT

- 災害時は**平時の活動とは異なるルールや配慮が必要**
- 自己責任での自発的な活動、自治体と協力し取り組む活動のいずれにおいてもボランティアの行動には**一定のルールが必要**

人の災害ボランティアで起きたこと

◆生活不活発病

避難所に避難して来た人の中には、歩行に不自由な人（例えば高齢者）もおられます。このような人のニーズに応えようと、ボランティアが様々な身のお手伝いをする場合があります。「私がお昼ごはんも運んでいきますから、ここで待っていていいですよ。」「それは重たいでしょうから、私が運びますよ。」そのような親切を喜んでくれる人も多いでしょうが、一方ではその人が本来は自分でできていたことを、その機会を奪うことで、できなくなってしまう危険性があります。

避難所生活を長く続けながら多くのお手伝いを受け入れることで、自身の身体が却って弱ってしまうことを「生活不活発病」と言います。このような状況を防ぐためにも、どのような方々が生活に不自由であるのか観察する視点を持つことが大切です。特に配慮する必要があるのは、社会的な弱者（高齢者や障がいのある方、妊産婦、乳幼児）は、親切心からの声掛けに「必要ない」と声を上げにくいことも理解しておくことも大切です。

支援者やボランティアは、支援を必要とする方々が安心して避難生活を送ることができるようにしっかりとそのニーズに応えつつ、専門的な視点からのアドバイスをもらう機会を作ったり、自分の支援のありかたを絶対的なものと考えずに他の意見に耳を傾けたりしながら、支援活動を行うことが大切です。



動物愛護推進員による避難所での聞き取り（熊本県）

(2) 災害時の動物救援体制の整備

従来の災害時の動物救援活動の多くは、個人や特定の団体などの善意に基づいて行われてきましたが、近年は徐々に変化しています。

阪神・淡路大震災が発生した1995年は、ボランティア元年とも言われ、動物救援についても現地でのボランティア活動が活発に行われました。

また、総理府の要請により設置された「兵庫県南部地震動物救援東京本部」と、(社)兵庫県獣医師会、(社)神戸市獣医師会、(社)日本動物福祉協会・阪神支部の3団体による「兵庫県南部地震動物救援本部」が兵庫県や神戸市の指導と協力のもとで設立され、行政による積極的な支援と民間団体との連携がみられました。この災害救援活動のために兵庫県南部地震動物救援本部に集まった義援金の残額約8000万円を基金として、のちに緊急災害時動物救援本部が設立されることとなりますが、これが大規模災害発生時の組織協力体制の基礎となりました。

阪神・淡路大震災の後、有珠山噴火、三宅島噴火、新潟中越地震などが発生しましたが、被災地自治体の救援活動を支援するために、社団法人日本動物福祉協会(当時)、財団法人日本動物愛護協会(当時)、社団法人日本動物保護管理協会(当時)、社団法人日本愛玩動物協会(当時)の他、環境省がオブザーバーとして加わり、災害対策にあたる体制として「緊急災害時動物救援本部」が災害の度に立ち上がり活動してきました。その後、法人化して名称が変更されましたが、各自治体における体制整備が進んだことにより、設立当時の「緊急災害時動物救援本部」の目的は果されたとして、2019年12月をもって解散しています。

被災ペットへの対応は、災害の種類や規模、発生した季節やその地域におけるペットの救援体制の整備状況などにより異なるため、取りうる体制を各自治体が検討しています。環境省では、自治体が独自の災害対策マニュアルやペット救援の体制を検討する際の参考として、2013年に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を、2018年には改訂版となる「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定し、自治体に配布しています。



阪神・淡路大震災での深江本町阪神高速倒壊
(写真提供：神戸市)

(3) 知っておきたい法律

1) ペットの災害対策や同行避難対策に関する法律

行政機関による災害時対応の根拠となるのは、災害対策基本法(昭和36年法律223号)です。政府は災害対策基本に基づいて「防災基本計画」を定めており、これは大災害の後などに、必要性からしばしば改定されますが、各省庁等はこの計画に基づいて、災害対策を実施し推進するための「防災業務計画」を作ります。また都道府県は同様に「防災基本計画の記載内容に従って、それぞれの地域の特性を踏まえた「地域防災計画」を策定します。さらに市区町村は「防災基本計画」とそれぞれの上位組織である都道府県の「地域防災計画」を参考に独自の「地域防災計画」を作成し、災害への備えや災害時の対応を準備します。このことから「地域防災計画」は災害対応上の基本的なマニュアルとして非常に重要なものです。なお環境省の「防災業務計画」には「地域防災計画の作成の基準となるべき事項」について予防・応急対策等が記載されています。

平成26年1月の「防災基本計画」の修正では、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が追加されました。また、平成28年4月の熊本地震を踏まえて、平成28年8月に改訂された環境省の「防災業務計画」では災害時のペット対策に関する記述が強化され、自治体の「地域防災計画」の作成の基準となる事項には次の2項目が追加されるとともに、「地域防災計画」の策定にあたっては、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン(その後の改訂では、「人とペットの災害対策ガイドライン」)」を参照することが追記されました。

〈環境省防災業務計画における記載〉

- 1) 災害予防：飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、救護活動の方法及び関係機関との協力体制の確立等に関する事項(現地動物救護本部の設置に関する事項を含む)
参照：人とペットの災害対策ガイドライン
- 2) 災害応急対策：被災した家庭動物の同行避難の把握などの情報収集、被災した家庭動物の保護収容、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物由来感染症上必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分の方法等に関する事項
参照：人とペットの災害対策ガイドライン

一方、平成24年9月の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の改正では、法第6条によって都道府県が策定することとされている「動物愛護管理推進計画」に定める事項として災害時対策が追加されるとともに、第38条の動物愛護推進員の役割には、「災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な

ここが POINT

- 官民が連携した組織的な救援活動の体制整備が進んでいる
- 自治体の対策検討が始まり、国がガイドラインを提示

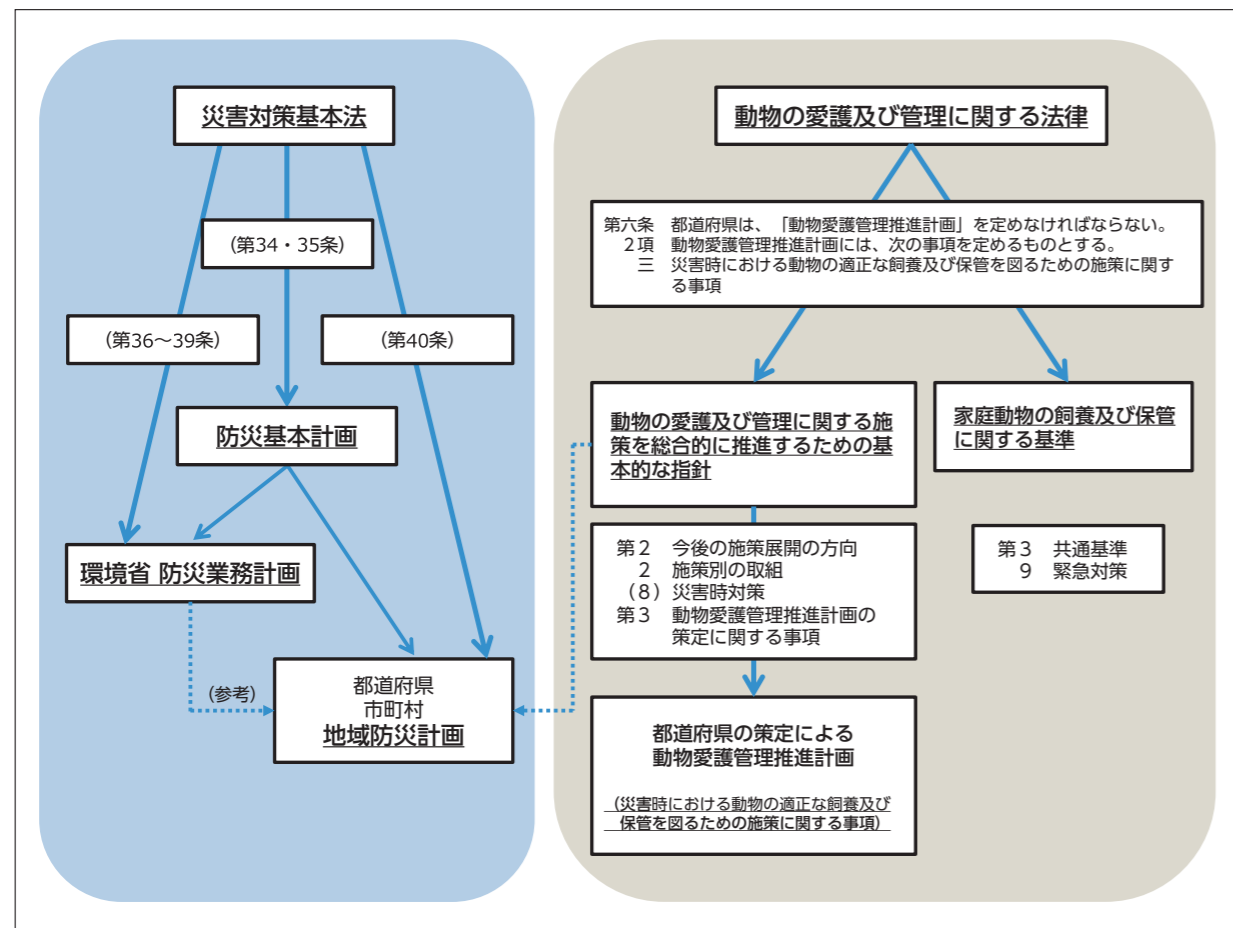
協力をすること」が追加されました。

また、平成24年の法改正を踏まえて、平成25年8月に改定された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」では、2 施策別の取組に（8）災害時対策、②講ずべき施策として以下が記載されていますが、この指針は令和元年6月の法改正により改定作業中で、これまでの災害対応の進展を加味し、より発展した形で記載される予定です（令和2年3月時点）。

ア 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置づけを明確化すること等を通じて、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。また、関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。

イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

ウ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。



防災対応に係る体系図

2) 被災地の活動に関わる法律

被災地でも法律は守る必要があります。

放浪していたペットを保護して飼い主に返還し、または飼い主が見つからずに譲渡する場合などにも関連する法律を守る必要があります。

たとえば、放浪している犬を保護した場合は、平時に落とし物を拾った場合と同じように警察に届ける必要があります（**遺失物法第4条第3項**）。その後の手続は届け出た警察の指示に従うこととなりますが、ここでは**動物の愛護及び管理に関する法律（以降「動物愛護管理法」）第35条第3項も関わってきます。**

（資料編：平成31年3月29日 警察庁生活安全局地域課長発 警察庁丁地発第73号 通知文「所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合当の取扱いについて」）

しかし、大規模災害により被害を受けた被災地では、電話が繋がらない、都道府県の施設まで保護した犬が運べない、警察も対応できないなどの緊急の事情から、ただちにこの手順が踏めない場合があります。

このような状況で放浪動物を保護し、ボランティアの自宅や施設などで一時的に預かる場合には、保護犬の情報（犬の特徴、いつどこで保護し、どこで預かっているか）をしっかりと記録しておき、できるだけ早く警察や自治体に届けることになります。

災害時に放浪している犬や猫には飼い主が居る可能性があります。したがって保護した動物は飼い主のもの（所有権は飼い主にある）ですので、これを勝手に連れ去ることは窃盗になる可能性があります。なるべく早く警察や自治体に犬や猫を保護したことを届け出ることが必要です。加えて飼い主を探すためには、犬や猫を保護していることやそれらの特徴、捕獲した場所などの情報を、インターネットなどを利用して広く提供します。

大規模災害の発生時には、飼い主が犬や猫を探すのが困難なことが予測され、飼い主がなかなか現れない場合もあります。したがって保管期間を平常時よりも長くし、飼い主が現れずに探索をあきらめて譲渡する際には、「飼い主が見つかった際はその動物を飼い主に返還する」ことを明記した譲渡契約書を交わすなどの対応が必要になります。

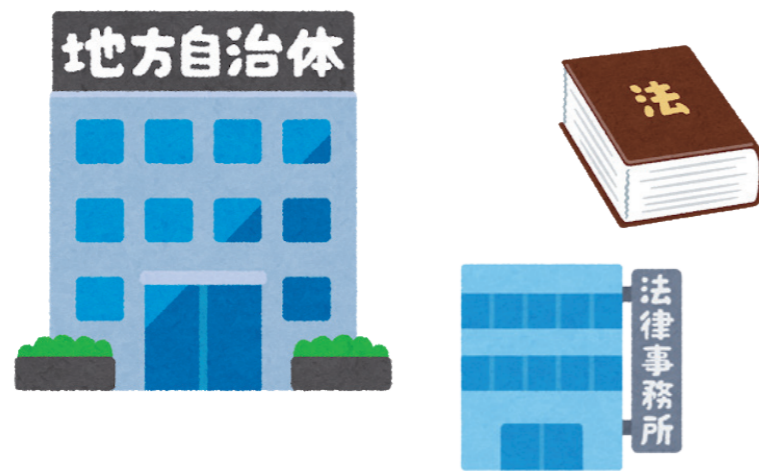
阪神淡路大震災の発生時は、自治体が被災したことにより、**狂犬病予防法に基づく犬の捕獲収容⁸**が困難になったため、放浪犬に対しては、**遺失物法**による保護と飼い主への返還が行われました。

なお、動物を保護するために、立入りが禁止された場所に、正当な理由なく、また正式な手続を経ずに公務員の指示に反して侵入した場合は、災害対策基本法第63条第1項に抵触し、同法第116条第2号に定める10万円以下の罰金または拘留の罰則が適用される可能性があります。公務員の指示に従わないことは、軽犯罪法第1条8号による拘留または料料のおそれも生じます。

8 狂犬病予防法では生後90日を経過した犬の飼い主に対して、その犬の所在地を管轄する市町村への届け出（登録）と毎年1回の狂犬病予防注射を義務付けており、これらを証明する鑑札と注射済票を犬の体に着けておかなければならないことを規定していますが、このどちらかを着けていない犬を発見した場合、予防員はその犬を抑留しなければならないことになっています。

また、動物を保護するために施設を設置して、営利を目的とせず犬猫等を10頭以上取り扱う場合において継続的に動物の飼養や譲渡等を行う場合は、動物愛護管理法第24条の2の2、同法施行規則第10条の5、第2項により、都道府県知事に対して第二種動物取扱業の届出をする必要が生じます。この届出事項は動物愛護管理法施行規則第10条の6に記載されていますが、万が一届出をせずに活動をした場合は、同法第47条1号により罰金に該当することも忘れてはいけません。

さらにその施設を設置した土地に動物の排泄物を埋めたり流したりして処分し、その結果、土壤が汚染された場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反（不法投棄）に該当する可能性も生じ、土地の所有者に対し損害賠償責任が生じる可能性もあります。



(4) 現地動物救護本部と連携した活動に参加するには

災害の発生時に立ち上がる現地動物救護本部等の活動に参加するにはいくつかの方法があります。

この項では、個人で活動に参加する場合の参加方法の例を紹介します。

- (ア) 地元自治体等が募集するボランティア登録制度により、平時に講習を受け、あらかじめボランティア登録をする
- (イ) 自治体等と災害時の支援協定を結んでいる組織やボランティア団体の活動に参加する
- (ウ) 災害の発生時に組織される現地動物救護本部等が、被害の規模や救援活動のニーズに合わせて募集するボランティア活動に参加する

1) 地元自治体等が募集するボランティア登録制度への参加

(ア) のボランティア登録を希望する場合、自分が住む地域の自治体（都道府県や市区町村）の窓口（主に動物担当部局）に、災害時のボランティア育成事業を行っているかどうかを問い合わせ、対象の事業があれば参加して登録をしておきます。

災害の発生時には、自治体または現地動物救護本部等から協力の要請があり、依頼内容によって対応が可能であれば活動に参加します。

また、あらかじめ自分が得意な分野を申告しておくことで、スキルを活かした貢献が行えます。

2) 自治体等と災害時の支援協定を結んでいる組織やボランティア団体の活動に参加

(イ) については、地元自治体と災害協定を結んでいる動物愛護団体があるかどうかをウェブサイト等で確認し、平時から動物保護の活動に参加しておきます。

平時に団体内、また自治体とのコミュニケーションを図っておくことで、災害の発生時には意思疎通がスムーズに行えます。

災害の発生時には、協定内容に基づいて活動を開始します。

3) 災害発生時に設置された現地動物救護本部のボランティア募集への参加

災害の発生時には、被害の規模によって自治体や地元獣医師会が主体となり、現地動物救護本部等が立ち上がります。

発災後直ちに状況把握や情報収集が開始され、被災者のニーズに沿った支援内容が検討された後、必要な際にウェブサイトやフェイスブック等のSNSを通じたボランティアの募集が開始されます。

この活動への参加を希望する場合には、自治体や現地動物救護本部等が発信する情報を検索し、募集が開始された時点で応募します。

1) 2) 3) のいずれにおいても、自治体や現地動物救護本部等は、体制が整い次第情報を発信しますが、最も避けなければならないことは、現地自治体に対して、情報発信の催促や状

ここが POINT

- 関係する法令を学ぼう！
- 法令を守って活動しよう！
- 心配な時には自治体などの所管部署や、専門家に相談しよう！

況を伺うために問い合わせの電話をかけてしまうことです。

現地の電話回線や連絡網は、被災者と被災ペットに対応するための情報伝達に使うことから、できるだけ空けておかなければなりません。

なにか力になりたいという思いが募ったとしても、支援活動を実施するための電話回線を塞いでしまわないように、自治体への問い合わせはできる限り行わずに情報が発信されるのを待ちましょう。

また、現地動物救援本部の活動規範に則して活動に取り組みましょう。

(5) 現地動物救援本部等が設置されなかった場合

災害の規模や範囲によっては、ペットに係る救援活動は行われるものの、現地動物救援本部等が設置されない場合もあります。

そのような場合は、被災地の社会福祉協議会が立ち上げるボランティアセンターや、地元の団体等で立ち上げる任意の団体（災害対策委員会等）が発信する情報を確認します。

具体的には、17ページで紹介しているインターネットサイト「Yahoo! ボランティア」や「ボランティアプラットフォーム」等を参照してください。

また、地元で活動している動物愛護団体がボランティアを募集する場合があります。各団体の活動方針を確認した上で、規範に沿った活動を行いましょう。

4. 自分にできることは何だろう – ボランティアの種類と役割 –

(1) ペットに関するボランティアの種類

被災ペットの救援等を支援するボランティア活動には、動物に関する専門的知識や技術、資格を必要とする活動と、支援物資の整理や事務処理のサポート等、どなたでも参加できる活動の他、被災地から遠く離れていても、在宅で参加できる活動があります。

ボランティアの種類と活動時期

	状況	飼い主のニーズ	対応するボランティア
初動期	逸走	放浪ペットの保護（回収） 飼い主搜索	個人・動物愛護団体 等
応急期	避難所 在宅避難 自宅飼養	ペットの居場所 緊急の一時預かり 日中の一時預かり 短期・中長期時一時預かり 飼育用品 衛生用品 フード・水 ケージやハウス 毛布やタオル 避難所内での飼養方法のアドバイス 住み分け 動線分離 群飼養 公衆衛生 しつけ クレートトレーニング トリミング・シャンプー 健康相談・治療 譲渡相談 ペットの移動	一時預かりボランティア 個人・動物病院 動物愛護団体保護施設 ペットショップ ペットホテル ペットトリミングサロン 等 物資提供ボランティア 個人・ペット関連企業 等 物資搬送ボランティア 個人・輸送関係企業 等 飼養管理アドバイザー 個人・◆獣医師・◆動物看護師 ◆訓練士・◆インストラクター 等 トリミングボランティア 個人・◆トリマー 等 ◆獣医師・◆動物看護師 譲渡ボランティア 個人・動物愛護団体 等 ペット輸送ボランティア 個人・輸送関係企業 等
	仮設住宅	ペットの居場所 短期・中長期時一時預かり 仮設住宅内での飼養方法のアドバイス 譲渡相談	一時預かりボランティア 飼養管理アドバイザー 譲渡ボランティア
復旧・復興期	復興住宅	譲渡相談	譲渡ボランティア
全期		広報（義援金募集・物資募集・支援情報発信・迷子搜索情報・譲渡情報）	

表中の◆印は、資格が必要な活動

(2) 様々なボランティアの役割

放浪ペットの保護（回収）

- 対象** 動物愛護管理担当職員、動物愛護推進員、獣医師、動物看護師、民間団体など
- 活動時期** 初動期～応急期
- 活動内容** 現地動物救護本部が実施する被災ペットの救援活動への協力。
- 求められるスキル** 被災し興奮状態に陥っている初見の動物を、自分が有する経験と能力で保護できるかどうかを判断するための冷静な視点と判断力が必要。また、動物を事故や怪我なく保護できる技術があること、動物の所有権や住居侵入に係る関連法令を理解し、それを遵守できることが必要になる。

【これまでの災害での事例】

- ・ 県と協定を締結する県内ボランティア団体と連携して、逸走動物の保護管理等を担当した。災害時の協定が結ばれていたため、動物愛護団体の協力が得られたほか、震災直後のために通常は行政がボランティア等と連携を取りながら活動することが難しい状況の中で、動物病院やボランティアが自主的に活動した。（岩手県）

【事例に基づく活動時の注意点】

- ・ 動物の鳴き声があるからという理由で民家の敷地内に入るなど、正当な理由がないのに人の家や庭に入る、あるいは禁止された場所に入るなどの行為は、住居侵入罪となる場合があるため、制限がある地域や行為等については、しっかりと共有して確認しておく必要がある。
- ・ ボランティアが被災地で見かけた動物を保護して行政機関へ収容を依頼する際に、保護に至った経緯や収容場所の説明がなかったことから、飼い主への返還が困難になったケースがあった。放浪しているペットを保護・収容する際には、保護する者が「保護カード」等を現場に残し、ペットを探しに来る飼い主に、現在の動物の所在がわかるように配慮する。
- ・ 地域によっては、猫が放し飼いで飼育されているため、ボランティアが保護した猫が、必ずしも飼い主とはぐれた被災ペットではないと考えられるケースがあった。災害発生時の被災ペットは、被害の規模や被災対象地域の指定状況に応じた定義、また対応期間の設定などでその取扱いが異なる。「被災したペット」と「被災地以外の動物」を明確に区分し、それぞれへの対応については関係機関で共有して対応を整理しておく。
- ・ 動物を保護するために、立入りが禁止された場所に、



正当な理由なく、また正式な手続を経ず、公務員の指示に反して侵入した場合は、罰金または拘留される可能性が生じる。

- ・ 放浪していた動物を保護した場合の対応は、都道府県等に引き取りを求める。また、その動物が首輪や鑑札をつけていて、明らかに飼い主がいると思われる場合には、併せて警察署に届ける必要がある。

<関連法規>

- ・ 災害対策基本法第63条第1項
- ・ 災害対策基本法第116条2号
- ・ 軽犯罪法第1条8号
- ・ 遺失物法第4条第3項
- ・ 動物愛護管理法第35条第3項

参考

(公社) 日本獣医師会のガイドラインの記載

一部の動物保護団体は災害発生後のごく早期（フェーズ0期）に被災地にいち早く乗り込み、「無料で預かります」と告知して飼育動物を預かった後、返還になかなか応じなかったり返還の際に経費を請求することがある。また同行避難できずにやむを得ず残された動物を飼い主の同意なく捕獲し、転売することで利益を得ていたことを疑う例もある。

このような保護団体が引き起こす混乱や被害を少なくするために、現地動物救護本部などが保護団体を登録することで安心を担保するような仕組みを早急に作る必要がある。

出典：(公社) 日本獣医師会，2018，災害時動物救護の地域活動ガイドライン

負傷動物の治療と健康管理

対象 獣医師、動物看護師

活動時期 初動期～応急期

活動内容 現地動物救護本部が実施する被災ペットの救援活動への協力。負傷動物の治療や獣医師の補助、健康管理、動物救護施設での飼養管理など。

求められるスキル 獣医師、動物看護師としての知識、臨床経験等と技術。

【これまでの災害での事例】

- ・ 現地動物救護本部の依頼を受けたボランティア獣医師が避難所を訪問してペットの健康管理・相談を行った。獣医師が直接避難所におもむいたことで、被災者が安心して相談することができた。避難所以後の生活においても担当した獣医師を頼って健康相談等が行われた。(熊本県)
- ・ 獣医師会が避難所においてペットの無料健康相談と診察を行った。(新潟県)

【事例に基づく活動時の注意点】

<獣医療について>

- ・ 獣医療等の活動内容、活動期間、救護活動の実施場所、救護活動の費用負担、費用弁償、損害賠償については、現地動物救護本部の定めた支援内容に従う。
- ・ 支援用医薬品の扱いについては、医薬品医療機器等法（旧薬事法）に抵触しないように留意する。例えば、他の獣医師会などから医薬品そのものを支援物資として送ることは、医薬品医療機器等法（旧薬事法）違反となる場合がある。そのため、被災地獣医師会事務局を診療施設として開設届を提出するなどの申請手続が必要となる。
- ・ 動物看護師等が被災地を巡回する際に支援物資として持参した消化吸収に優れた療法食を、下痢等の症状が出ているペットの飼い主に渡す場合や、緊急的な対応として別のフードを紹介する際は、原則として獣医師の指示を受けるようにし、飼い主に対しては、できるだけ速やかに獣医師の診察を受けるように勧める。
- ・ 被災地への訪問診療活動で実施した予防接種や治療等の後に生じた症状や副反応については、施術をした獣医師がすでに立ち去っているために、詳しい経過処置等が不明であるにも関わらず地元獣医師が対応しなくてはならない。獣医療の支援を行う場合には、地元獣医師会や自治体と連携する等、情報共有の対策を講じるほか、飼い主に対してはかかりつけの獣医師への申し送り事項を丁寧にレクチャーする。

<情報の取扱いについて>

- ・ 他県から来た支援獣医師が、自分のブログ等に現地での活動内容を写真入りでアップしたことにより、写真に写っていた犬等の取り扱い状況を見た者などから、その管理状況に関する批判の電話が現地救護本部に複数寄せられた。ボランティア活動を通して知り得た情

報の取扱いについての取決めが必要である。

- ・ 診療施設においては、被災者（被災動物）支援としての治療と、通常の診療とが混在するため、通常の診療であったにも関わらず、「被災者に対して有償で診療を行った」と曲解した第三者が、病院名や固有名詞を出して、批判のコメントをSNS上にあげた例がある。被災地では、地域の全域が被害に遭っているわけではなく、通常の生活も行われることから、通常の診療に際して費用が生じるのは当然であり、被災した飼い主への支援として無料にするかどうかは、個別の状況により獣医師が判断するものである。詳細な事情が分からない場合や事実確認ができていない事柄をインターネット上に上げることは、混乱を招くだけなので、誹謗中傷を受けそうな話題を提供するような行動は控える。

<関連法規>

- ・ 医薬品医療機器等法（旧薬事法）
- ・ 獣医師法



獣医師による被災ペットの健康管理
(福島県三春シェルター)

飼養相談

対象 動物愛護管理担当職員、動物愛護推進員、獣医師、動物看護師、トレーナー、インストラクターなど

活動時期 初動期～復旧・復興期

活動内容 避難所から仮設住宅、復興住宅まで、それぞれの時期において必要となるペットの適正飼養管理や飼養環境をサポートする。

求められるスキル 動物種ごとの生理生態等の専門知識、災害時のストレス状況や飼養環境の問題が判断できる知見、被災時に避難所という状況下で飼い主がとれる対策に関してアドバイスができる能力。

【これまでの災害での事例】

- ・ 仮設住宅入居時の飼養相談と、仮設住宅における飼い主の会の立ち上げ支援を行った。ボランティアが動物救援に関する支援経験が豊富であったため、被災者に寄り添い自立に向けた支援が継続的に行えた。(熊本県)
- ・ 県と協定を締結した県内の動物愛護団体が、避難所等での適正飼養の指導等を担当した。県の災害時動物救援本部が立ち上がり、救援活動が本格化してからは、発災後にボランティア等が自主的に活動していた内容（避難所の動物飼養状況、避難者のニーズの聞き取り、被災者からの相談等）を報告し、保健所の職員がそれらを参考にして避難所に向かう等、活動が効率的に進んだ。(岩手県)
- ・ 動物愛護協会は避難所におけるペットの飼養相談を、獣医師会は避難所におけるペットの健康相談（無料診察）を行った。(新潟県)



【事例に基づく活動時の注意点】

- ・ 降雪期に被災地の支援に入ったボランティアが、雪の中で犬を係留飼養していることに対して飼い主を批判し、所有権放棄を勧めて譲渡してしまった。
犬は成犬で、その地域における一般的な方法で飼養されており、飼い主は犬小屋周辺の雪をかまくら状にして降雪に対応していたが、飼い主は、唐突に飼養方法を責められたことに戸惑い、所有権を放棄してしまった。
また、農村地域に住んでいた飼い主が、猫を室内外への出入りが自由な状況で飼養し、複数の猫を自宅に残していることに対して救護活動に入ったボランティアから批判された。
その地域では昔から猫は室内外への出入りが自由な状況で飼養していたため、飼い主は唐

突に責められたことから、外部からの来訪者と言葉を交わすのが怖くなった。

動物の飼養方法には地域性があり、適切に飼養されているかどうかは、それまでの飼養方法や、当該動物の健康状態等で判断しなければならない。飼養方法に関して改善が必要な場合は、飼い主が納得できる説明を行い、飼い主自身が飼い方を変えていくことが必要になる。

被災自治体や被災地の現地動物救護本部がボランティアを募集して活動を依頼する際には、事前説明会を開催して地域の実情を十分に説明し、参加者に理解を求めるとともに、何気ない発言や情報の発信が二次被害を引き起こすこと等についても認識してもらうことが必要となる。



避難所でのペット健康相談会
(写真提供：福島県獣医師会)



仮設住宅でのペット飼養相談会
(写真提供：熊本県)

しつけ

対象 トレーナー、インストラクター、動物愛護推進員、動物愛護管理担当職員、獣医師、動物看護師など

活動時期 応急期～復旧・復興期

活動内容 避難所や仮設住宅、シェルター等の保護施設等でのしつけや動物の取り扱いのアドバイス。災害発生時の避難所や保護施設では動物をケージやクレートに入れることが多いため、これまでハウストレーニングをしたことのなかった飼い主に、ケージに動物をストレスなく入れる方法を伝えるなど、ハウストレーニングを補助する。

求められるスキル 避難所や仮設住宅、シェルター等の保護施設等での飼養管理に必要な最低限のしつけについて適切にアドバイスできること。そのためには、しつけや行動学に関する専門的な知識や飼い主とのコミュニケーション能力が必要になる。これまでにトレーニングやしつけを受けてこなかった動物の性質や行動特性を見極める能力や、その動物に適した、できるだけストレスがかからないトレーニング方法を提案できる能力が必要となる。

【これまでの災害での事例】

- ・保健所で自己申請に基づくボランティアの申込みを受け付け、獣医系の大学2校がしつけを含む譲渡先探しのボランティアに従事した。(郡山市)

【事例に基づく活動時の注意点】

- ・様々な手法によるトレーニング方法があるが、初心者や高齢者に対しても、解りやすく実行しやすい方法をアドバイスできることが必要である。
- ・動物の状態にもよるが、体罰を行わず、一般の飼い主にもできる手段をアドバイスできることが必要である。
- ・動物ボランティアは動物好きのために往々にして自分の能力を過信して物事を考えがちである。警戒心が強い犬に対し、その犬を担当するスタッフを限定するという指示があったにも関わらず、しつけを試みたボランティアが咬まれる事故が生じた例がある。また、人見知り強く人馴れしていない猫に、接触を制限する注意があったにも関わらず、ボランティアが接触を試み、咬まれる事故が生じた。被災により神経質になっている動物に対して、飼い主に代わってしつけを行う場合には、動物を事故や怪我がなくコントロールできる技術が重要であることを十分に理解する必要がある。また、万が一に備えてボランティア保険の加入を勧めたり、ボランティアの活動に制限事項を設けることを検討する。

トリミング

対象 トリマー、グルーマー

活動時期 初動期～復旧・復興期

活動内容 被災地や避難所、仮設住宅等での動物のトリミングやシャンプー、手入れ方法のアドバイス等の支援。避難所内での動物の臭いや抜け毛への苦情対策として、衛生管理の一端を担う。

トリミング、グルーミングを通じて動物の健康管理を行う。

求められるスキル トリミング技術。衛生管理に必要な用品の知識。急激な環境の変化などの平時の状態とは異なる環境における動物の取扱い技術がある。

【これまでの災害での事例】

- ・トリミングが被災ペットのQOL (Quality Of Life) の向上に繋がったほか、学校ぐるみ、会社ぐるみでボランティア活動に取り組んでくれる支援者(理解者)を得ることができた。(福島県)
- ・平常時から連携のある動物愛護団体に依頼し団体会員を収集したほか、動物管理センターや動物愛護団体に直接、電話や郵便、メールでボランティア活動を依頼した。参加希望があった場合には、平常時から連携のある動物愛護団体の会員になってもらい、保険加入や役割等に関しては当該団体のルールによることとした。被災動物の散歩やしつけ、シャンプー・ブラッシング等に延べ790名のボランティアが従事した。(仙台市)

【事例に基づく活動時の注意点】

- ・初期段階では、停電や断水中の衛生管理の方法をアドバイスできることが重要である。
- ・学生ボランティアが自ら望んで、収容している被災ペットのシャンプーを申し出たため、施設管理者の立ち会いの下でシャンプーをしていたところ、注意を聞かずに当該ペットが嫌がる部位に触れてしまったため、結果として顔を数針縫うほどの咬傷事故が発生したケースがある。被災により神経質になっている動物に対するボランティアには、動物も人も事故や怪我なく施術できる技術が必要となる。また、万が一に備えてボランティア保険の加入を勧め、ボランティアの活動には制限事項を設けることを検討する。



写真提供：福島県

輸送

- 対象** 民間団体、一般ボランティア、動物愛護推進員、動物愛護管理担当職員
- 活動時期** 初動期～復旧・復興期
- 活動内容** 避難所や現地動物救護施設等での支援物資の整理や輸送の協力などを行う。被災動物の移動を行う。
- 求められるスキル** 悪路での運転技術と輸送に用いる車両の取扱い。輸送時の動物の取扱い。

【これまでの災害での事例】

- ・ 県は協定を締結するボランティア団体と連携して支援物資を配布した。また、ペット関係の専門学校は、災害発生初期の物資の保管等を行った。(岩手県)
- ・ 県にボランティアの希望が寄せられた場合には(公社)日本愛玩動物協会栃木県支部が集約することとし、同支部からボランティア希望者に連絡をとる体制で受け入れを行った。支援物資の運搬は延べ18人に依頼した。(栃木県)
- ・ 当時の緊急災害時動物救援本部から、ボランティアの手により餌やケージが届けられ、緊急かつ応急的な動物収容施設を整備することができた。(福島県)
- ・ ペットの輸送に精通している動物専門学校の学生ボランティア等の協力により、満床となった応急施設から、新たな施設にペットを安全に運ぶことができた。(福島県)

【事例に基づく活動時の注意点】

- ・ 輸送にかかるガソリン代、高速料金、車両やタイヤの消耗などの費用に関しては事前に依頼者とよく協議する。



動物の移送 (写真提供：福島県)

一時預かり

- 対象** 民間団体、一般ボランティア、動物愛護推進員、動物愛護管理担当職員
- 活動時期** 初動期～復旧・復興期
- 活動内容** 避難中でペットの飼養が困難になった飼い主から一次預かりの依頼があった場合や、避難所や現地動物救護施設等で受入れが困難な場合に、自宅等で一時的な飼養に協力する。
- 求められるスキル** 預かる動物種別の十分な飼養経験や知識(逸走防止対策、咬傷事故防止、飼養管理、健康管理、衛生管理など)。預かり動物に対する責任感と飼養や治療などにかかる経費負担ができる経済力。

【これまでの災害での事例】

- ・ (一社)九州動物福祉協会が、一時預かり施設として「熊本地震ペット救援センター」を開設し、九州地区獣医師会連合会の獣医師が健康管理を含む動物診療を行いながら、長期的な一時預かりを行った。(熊本県)
- ・ 県と協定を締結する県内ボランティア団体と連携して、飼い主からの動物の一時預かりを担当した。(岩手県)
- ・ 飼い主からのペットの長期間の預かりの依頼については、県内の動物愛護団体等に説明会を開催して協力を依頼した。協力団体は5団体と1企業で、行政があらかじめ各団体の受入れ可能頭数を把握し、行政に保護の依頼があった場合には、依頼者に依頼期間等を聞き取り、行政から各団体へ依頼する手順とした。(青森県)
- ・ ボランティアについては、動物愛護推進員に協力を要請して協力が可能な者を募り、一時預かりの人員として10名の個人と1団体を確保した。実際には一時預かり依頼が1件だけであったことから、ボランティアへの依頼は行っていない。(茨城県)
- ・ 県にボランティアの希望が寄せられた場合には(公社)日本愛玩動物協会栃木県支部が集約することとし、同支部からボランティア希望者に連絡をとる体制で受け入れを行った。一次預かりは延べ67人に依頼した。なお、一時預かりボランティアの希望者は多数いたが、実際にマッチングをすると、すでに犬を飼っており、場所の問題で預かりができない事例もあった。(栃木県)

【事例に基づく活動時の注意点】

- ・ 地元獣医師会又は他県の獣医師会が一時預かりを行ったが、活動の原資が少なく枯渇していく中で、獣医師会に負担費用が発生して苦慮した事例もあることから、一時預かりを行う期間や、引き取りの期限、一時預かりの間にかかる飼養費用などについて、事前に依頼者とよく協議する。
- ・ 放浪していた動物を保護した場合、保護した場所の都道府県等や警察に届ける必要がある。しかし、大規模災害により都道府県等や警察で対応できないなどの事情から、ただちにこ

の手順が踏めず、放浪動物を一時的に預かりボランティアの自宅や施設で預かることになった場合には、保護動物の情報（特徴、いつどこで保護し、どこで預かっている）を記録しておき、できるだけ早く自治体と警察に届ける。

<関連法規>

- ・遺失物法第4条第3項
- ・動物愛護管理法第35条第3項



避難所に設置した一次預かり施設（益城町）

譲渡対応

対象 民間団体、地方獣医師会、動物愛護推進員、動物愛護管理担当職員

活動時期 応急期～復旧・復興期

活動内容 災害による避難生活の長期化、経済力の低下、家族の死亡など様々な状況の変化により、ペットの飼養を継続できなくなった飼い主を支援する目的で、新しい飼い主探しに協力する。被災地で放浪していたペットの飼い主が見つからなかった場合に、一定期間を経てから新しい飼い主を探して譲渡する。

求められるスキル 飼い主がいて所有権放棄をする場合には、譲渡対象の動物の情報やこれまでの飼養環境などをヒアリングし、譲渡適正を見極めることができる能力や経験が必要になる。また新しい飼い主に対しては、対象の動物が飼養できるかどうかの諸条件を、ヒアリングで判断することができる能力が必要になる。飼い主がいない動物については、過去の飼養環境や動物の性質、既往症や健康状態などが不明なことから、動物を観察することで性質の見極めができる能力や、経験、また既往症や感染症を確認するための経済力が必要となる。

【これまでの災害での事例】

- ・ボランティアについては、自己申請に基づき保健所で申込みを受け、2校の獣医系大学がしつけを含む譲渡先探しのボランティアに従事した。（郡山市）
- ・動物管理センターの飼育ボランティアを動物愛護団体が行っていたため、譲渡対応を行うことがあった。（熊本県）

【事例に基づく活動時の注意点】

- ・保護収容時点で既に慢性疾患等を有している被災ペットが譲渡対象となっていることや、元々の飼い主の飼い方に対する批判が被災地の現地動物救護本部に多数寄せられ、対応に苦慮した。被災自治体や現地動物救護本部は、被災ペットの譲渡についての理解が得られるように、その方針等を公表して十分に説明できるように検討しておく必要がある。
- ・飼い主の不明な動物の譲渡時には、元の飼い主の有無が判明するまでに相当の時間を要することから、譲渡する際に交わす覚書や誓約書類に、本来の飼い主が見つかった場合の動物の返還に関する一文を加えて対応する。
- ・放浪動物を保護した場合、平常時では遺失物法を参考にして3ヶ月の期間を経る、あるいは動物愛護センターなどに保管された後では一定期間を経て飼い主が見つからない場合は、新しい飼い主を探して譲渡されることもある。しかし、大規模災害の発生時には、飼い主が犬を探すことが困難であることが想定されるため、平常時よりも長い期間に保管するか、または譲渡する際にかわす誓約書などで、飼い主が見つかった場合には飼い主への返還を了承する旨の文言を追加するなどの対応が必要である。
- ・飼養施設を設置して、営利を目的とせず10頭以上の犬や猫の取扱い（譲渡等）を行う場

合は、都道府県知事に対して第二種動物取扱業の届出をすることが必要である。万が一、届出をせずに活動をした場合は罰金に該当するので必ず届け出をする。

<関連法規>

- ・動物愛護管理法第24条の2の2
- ・動物愛護管理法施行規則第10条の5第2項
- ・動物愛護管理法第47条1号



宮古地区被災動物譲渡会（写真提供：岩手県）

シェルターでの飼養管理

対象 民間団体、地方獣医師会、動物看護師、動物愛護推進員、動物愛護管理担当職員、一般ボランティア

活動時期 応急期～復旧・復興期

活動内容 現地動物救護本部が現地動物救護施設を設置した場合の飼養管理をサポートする。シェルターは大きく次の3つの部門に分かれる。①シェルター運営管理、②飼養管理、③健康管理（獣医療）

求められるスキルや資格

①シェルター運営に必要なスキル

施設運営管理能力

物資・会計・個人情報

雇用

ボランティア募集

飼い主対応

譲渡対応

外部対応

取材・見学対応

広報

本部・地元自治体との連絡調整他

②飼養管理に必要なスキル

飼養管理能力

ボランティア作業指示管理

施設管理

物資管理

飼い主対応

譲渡対応

外部（取材・見学）対応

他部門連携他

③獣医療に必要な免許やスキル

獣医師免許・動物看護師資格

健康管理

衛生管理

疾病治療

疾病予防

保護カルテ作成

飼養管理指導

繁殖制限処置

薬剤等物資の管理他

【これまでの災害での事例】

- ・ 県にボランティアの希望が寄せられた場合には（公社）日本愛玩動物協会栃木県支部が集約することとし、同支部からボランティア希望者に連絡をとる体制で受け入れを行った。シェルター等の飼養管理は延べ28人に依頼した。（栃木県）
- ・ シェルター等の動物管理の補助を行うボランティアをホームページで募集し、県動物救護本部事務局が窓口となって参加を受け付けた。ボランティアの管理は県庁（食品生活衛生課）またはシェルターの事務スタッフが行った。（福島県）
- ・ 被災動物保護センターでボランティアを募集し、登録人数で88名、延べ1,622名が従事した。ボランティアの受け入れにあたっては、各自がボランティア保険に加入したうえで、登録簿に記入する手順とした。また、登録時には、活動可能日と時間を記入してもらい、ローテーション表を作成した上で、1日あたり10名程に調整し、給餌給水、ケージの清掃、消毒、散歩等、犬の世話一般と施設の環境整備などに従事した。ボランティアが作業を習得するまでは毎朝作業前に打合せを行い作業の進行管理を行い、ボランティア数が十分確保できない日に備え、隣地にドッグランを準備して散歩等の省力化を図るなどの工夫をした。（宮城県）

【事例に基づく活動時の注意点】

- ・ 経験のあるボランティアが、自分の理想や他所での過去のボランティア経験に基づいて現地のやり方を変える等、対応に苦慮するケースもあった。現地動物救護本部が一定のルールを定め、ボランティアの参加者にしっかりと説明した上で、それを守ってもらう必要がある。
- ・ 飼育管理ボランティアが、不適正飼育管理をしているとSNSで発信し、全国から誹謗中傷が寄せられた。ボランティア規範の整備や登録制を事前に検討しておく必要がある。
- ・ 動物を保護するために施設を設置して、営利を目的とせず継続的に多数の動物を飼養（犬猫等を10頭以上取り扱う）する場合は、都道府県知事に対して第二種動物取扱業の届出をすることが必要になる。万が一、届出をせずに活動をした場合は罰金に該当するので必ず届け出をする。
- ・ その施設を設置した土地に動物の排泄物を埋めたり流したりして処分し、その結果、土壌が汚染された場合には、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反（不法投棄）**に該当する可能性が生じ、土地の所有者に対し損害賠償責任が生じる可能性もある。

<関連法規>

- ・ 動物愛護管理法第24条の2の2
- ・ 動物愛護管理法施行規則第10条の5
- ・ 動物愛護管理法施行規則第10条の6
- ・ 動物愛護管理法第47条1号
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律



シェルターでのボランティアの活動（福島県三春シェルター）

広報（義援金募集・物資募集・支援情報・迷子・譲渡）

対象 民間団体、地方獣医師会、一般ボランティア

活動時期 初動期～復旧・復興期

活動内容 避難所や現地動物救護施設等での支援物資の募集、情報収集、譲渡活動等についての情報の発信・収集などを行う。

求められるスキル インターネットの操作や広報に関する経験や知識の他、情報を収集した上で整理し、緊急対応が必要な支援など優先順位がつけられる分析力が必要。情報発信の方法もインターネットに頼らず、あらゆる世代や障がい者にもまんべんなく情報が届けられる工夫ができることが必要。正しい情報と誤った情報の振り分けができることや、誤解が生じない言葉で伝える国語力（コミュニケーション能力）や、防災・避難対策に関する知識を有していることも大切なスキルになる。

【これまでの災害での事例】

- ・県動物救護本部では、義援金募集の広告の他に、PRを兼ねた募金箱の飾りをウェブサイトで提供した。また、被災地の障がい者支援施設と提携し、障がい者支援施設で作成されたチャリティー缶バッチを販売し、売り上げは障がい者施設の支援と被災動物の飼養に係る費用の双方に充当することとした。（福島県）



【事例に基づく活動時の注意点】

- ・熊本地震の際に「同行避難」という言葉の定義が正しく理解されていなかったために、避難所内の建物への動物の立入りを禁止する意図で出された指示が「この避難所は、ペット同行避難はできない」と曲解されてツイッターで拡散してしまい、「避難所に行ってはいけない」という誤解が生じた。言葉の定義が必ずしも正しく伝わっていないことを知って

おく必要がある。

- ・高齢者には、インターネット上に上がっている支援情報や動物の保護情報が届かないため、紙で配布するか掲示してほしいという要望が避難所内で生じた。対策として避難所内にペット関連掲示板を設置し、ペットの飼養者が一日1回はその掲示板を確認するルールを提案した。また、高齢者やインターネットを使用しない方向けに、動物の保護情報をまとめ、冊子として自治体の窓口や避難所を通じて配布した。
- ・義援金の使途に関しては、日々ホームページで報告するとともに、活動の終了時には収支を報告書としてまとめ、社会に向けて公開した。

資料編



防災ボランティアに関する法的枠組

① 「災害対策基本法」でのボランティアの位置づけ

第5条の3 [平成25年の改正により追加]

国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

第8条第2項 [第13号が平成7年の改正により追加]

国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

13 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

② 「災害対策基本法」における応援・受援関連の規定

第5条の2 (地方公共団体相互の協力)

地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

第8条2項 (施策における防災上の配慮等)

12 地方公共団体の相互応援及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

16 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項

第40条 (都道府県地域防災計画)

3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

第42条 (市町村地域防災計画)

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

第46条（災害予防及びその実施責任）

災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

5 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項

③国の「防災基本計画（令和元年5月）」におけるボランティアの位置づけ（抜粋）

・第1編 総則

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

(1) 周到かつ十分な災害予防

○災害予防段階における施策の概要は以下の通りである。

- ・国民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、国民の防災活動の環境を整備する。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

○災害応急段階における施策の概要は以下の通りである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

- ・ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

（略）

- ・～（略）～ 一方、人口減少が進む中山間地域や漁村等では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化、コミュニティの活力維持等の対策が必要である。

・第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

3 国民の防災活動の環境整備

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

○市町村（都道府県）は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）

は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

○国〔内閣府、環境省、厚生労働省等〕及び地方公共団体は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

10 防災関係機関等の防災訓練の実施

(2) 地方における防災訓練の実施

○地方公共団体、公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

6 国における活動体制

(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制

（略）

○非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。

(略)

(5) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

(略)

○緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。

第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

1 保健衛生

○国〔厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める～(略)～

○特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

第11節 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ

○国〔内閣府等〕、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するように努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

○地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

動物の愛護及び管理に関する法律 (第二種動物取扱業の規定)

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

(令和元年6月19日交付)

第三節 第二種動物取扱業者

(第二種動物取扱業の届出)

第二十四条の二の二 飼養施設(環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。)を設置して動物の取扱業(動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの(以下この条において「その他の取扱い」という。)を業として行うことをいう。以下この条及び第三十七条の二第二項第一号において「第二種動物取扱業」という。)を行おうとする者(第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。)は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 飼養施設の所在地
- 三 その行おうとする第二種動物取扱業の種別(譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示又はその他の取扱いの別をいう。以下この号において同じ。)並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法
- 四 主として取り扱う動物の種類及び数
- 五 飼養施設の構造及び規模
- 六 飼養施設の管理の方法
- 七 その他環境省令で定める事項

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (省略)
- 二 (省略)
- 三 第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。)、第二十四条の二第三項若しくは第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(令和2年2月28日交付)

(第二種動物取扱業者の範囲等)

第十条の五 法第二十四条の二の二の飼養施設は、人の居住の用に供する部分と区分できる施設(動物(次項に規定する数を超えない場合に限る。)の飼養又は保管を、一時的に委託を受けて行う者の飼養施設を除く。)とする。

2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める数は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 大型動物(牛、馬、豚、ダチョウ又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類若しくは鳥類に属する動物)及び特定動物の合計数 三

二 中型動物(犬、猫又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類、鳥類若しくは爬虫類に属する動物。ただし、大型動物は除く。)の合計数 十

三 前二号に掲げる動物以外の哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物の合計数 五十

四 第一号から第二号に掲げる動物の合計数 十

五 第一号から第三号までに掲げる動物の合計数 五十

3 法第二十四条の二の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 国又は地方公共団体の職員が非常災害のために必要な応急措置としての行為に伴って動物の取扱いをする場合

二 警察職員が警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として動物の取扱いをする場合

三 自衛隊員が自衛隊の施設等又は部隊若しくは機関の警備に伴って動物の取扱いをする場合

四 家畜防疫官が狂犬病予防法(昭和三十五年法律第二百四十七号)第七条、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第四十条、第四十三条、第四十五条若しくは第四十六条の二又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合

五 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合

六 税関職員が関税法(昭和二十九年法律第六十一号)に基づく税関の業務に伴って動物の取扱いをする場合

七 地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

八 地方公共団体の職員が狂犬病予防法第六条又は第十八条の規定に基づいて犬を抑留する場合

九 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

十 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

十一 国又は地方公共団体の職員が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

十二 国の職員が少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第二十三条、婦人補導院法(昭和三十二年法律第十七号)第二条又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第八十四条の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

(第二種動物取扱業の届出等)

第十条の六 法第二十四条の二の二の届出は、様式第十一の四による届出書及びその写し一通を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

二 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図(チからルまでにあつては、これらの施設を設置している場合に限る。)

イ ケージ等

ロ 給水設備

ハ 消毒設備

ニ 餌の保管設備

ホ 清掃設備

ヘ 遮光のため又は風雨を遮るための施設

ト 訓練場(飼養施設において訓練を行う訓練業(動物の訓練を業として行うことをいう。)を行おうとする者に限る。)

チ 排水設備

リ 洗浄設備

ヌ 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備

ル 空調設備(屋外設備を除く。)

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法第二十四条の二の二第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとす

る。

- 一 事業の開始年月日
- 二 飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実

(第二種動物取扱業の変更の届出)

第十条の七 法第二十四条の三第一項の変更の届出は、様式第十一の五による届出書を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の三第一項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 主として取り扱う動物の種類及び数の減少であって、第十条の五第二項各号に掲げる数を下回らないもの
- 二 飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたとき（法第二十四条の三第一項の規定による届出をしたときにあつては、その届出をしたとき。この号において同じ。）から通算して、法第二十四条の二の二の規定による届出をした時の延べ床面積の三十分パーセント未満であるもの
- 三 第十条の六第二項第二号に掲げる設備等に係る変更であつて、当該設備等の増設及び配置の変更並びに現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの

3 法第二十四条の三第二項の届出は、法第二十四条の二の二第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは様式第十一の六による届出書を、届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは様式第十一の七による届出書を提出して行うものとする。

(第二種動物取扱業の廃業等の届出)

第十条の八 法第二十四条の四第一項において準用する法第十六条第一項の廃業等の届出は、様式第十一の八による届出書を提出して行うものとする。

(第二種動物取扱業者の遵守基準)

第十条の九 法第二十四条の四第一項において準用する法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 譲渡業者（届出をして譲渡業を行う者をいう。以下同じ。）にあつては、譲渡しをしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、譲渡しに当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を譲渡先に対して説明すること。

- イ 品種等の名称
- ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

- ハ 適切な給餌及び給水の方法
- ニ 適切な運動及び休養の方法
- ホ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- 二 譲渡業者にあつては、譲渡しに当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を譲渡先に交付すること。また、当該動物を譲渡した者から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。
- 三 届出をして貸出業を行う者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、貸出しに当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。
- イ 品種等の名称
- ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ハ 適切な給餌及び給水の方法
- ニ 適切な運動及び休養の方法
- ホ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- 四 前各号に掲げるもののほか、動物の管理の方法等に関し環境大臣が定める細目を遵守すること。

第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

平成25年4月25日環境省告示第47号

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/h25_nt_h250425_47.pdf

所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を 拾得したとして申告を受けた場合等の取扱いについて

警視庁総務部長
警視庁地域部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁地発第73号
平成31年3月29日
警察庁生活安全局地域課長

所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして
申告を受けた場合等の取扱いについて

見出しの件については、下記を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。）第35条第1項に規定する都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市その他政令で定める市（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）と緊密に連携し、適切な取扱いに努められたい。

なお、本件については、環境省自然環境局と協議済みである。また、「所有者の判明しない犬又は猫その他の動物が拾得された場合の取り扱い等について」（平成25年12月24日付け警察庁丁地発第238号）は廃止する。

記

第1 基本的留意事項

1 関係法令解釈上の留意事項

(1) 遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第4条第3項では、動愛法第35条第3項の規定による「所有者の判明しない犬又は猫」の引取りの求め（以下「引取りの求め」という。）を行った拾得者については、拾得をした物件の速やかな警察署長への提出等を規定した法第4条第1項及び第2項を適用しないこととされている。

これは、警察署等では動物の飼養や保管に関し専門的な職員及び施設・設備を有しておらず、動愛法の趣旨を踏まえれば、都道府県等において当該犬及び猫を取り扱うこととした方が動物の愛護の観点から見て適切であると考えられたためである。

したがって、拾得したとして申告を受けた犬又は猫の取扱いに当たっては、都道府県等と連携を図る等この趣旨を踏まえて対応する必要がある。

(2) 動愛法第35条第3項において、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りを「その拾得者その他の者」から求められた場合に、これを引き取らなければならない旨が規定されている。

したがって、警察職員が職務中に物件を取り扱った場合において、当該警察職員は、「その拾得者その他の者」として引取りの求めを行うことができる。

(3) 法第37条第1項第1号では、3か月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないとき、警察署長が保管する法第35条第2号から第5号に掲げる物件を除く物件について、法第35条第1項に該当するものは国に、それ以外のものは都道府県に帰属することが規定されている。当該規定は、動物についても当然に適用される。

(4) 本通達の趣旨を踏まえ、特例施設占有者に対しても適切に指導されたい。

2 引取りの求め及び負傷した犬・猫等の動物の通報に係る手続き

動愛法第35条第3項の所有者の判明しない犬又は猫の引取りの求めについては拾得者が、第36条第1項の規定による所有者の判明しない負傷した犬、猫等の動物（以下「負傷動物等」という。）の通報（以下「通報」という。）については発見者が、それぞれ当該規定に基づき、自ら行うことを原則とする。

ただし、休日、夜間等で都道府県等が閉庁しているなどやむを得ない事情により、拾得者又は発見者が自ら早急に引渡し等を行うことができない場合であって依頼されたときに限っては、その経緯を明らかにするため、様式例1、様式例2に倣って書面を作成し、様式例2を拾得者又は発見者に交付した上で、一時的に預かっても差し支えない。

なお、動物に係る遺失物を受領したときは、当該遺失届に係る動物について、様式例1に倣い作成した書面により該当する動物の有無を確認する。

3 都道府県等、地方環境事務所との連携、確認

各都道府県警察においては、拾得したとして申告を受けた動物の取扱いに関して、担当する都道府県等又は地方環境事務所と連携の上、関係法令に基づき適正な運用を図ること。

また、犬又は猫を拾得したとして申告を受けたときは、都道府県等に対し、当該犬又は猫の遺失者からの問合せの有無を確認する。

第2 個別の拾得事案の取扱い上の留意事項

1 犬又は猫の取扱い

(1) 犬又は猫を拾得したとして申告を受けたときは、当該犬又は猫に該当する遺失届の有無を確認する。

(2) (1)の確認の結果、遺失届がある場合は、法に基づき拾得をした物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還する。

(3) (1)の確認の結果、遺失届がない場合は、拾得した者に対して、法及び動愛法の主旨並びに法に基づく拾得及び動愛法に基づく引取りの求めの手続き等について十分説明する。

(4) 拾得をした者が3か月経過後に所有権の取得を希望するときは、法に基づき、拾得をした物件として提出を受ける。

その他、鑑札その他の公務所又は公私の団体（以下「公務所等」という。）により発行された所有者に関する情報が記載された書面等（以下「鑑札等」という。）が当該犬又は猫の表面に装着されており、直接又は発行を行った公務所等を経由して当該所有者たる遺失者と連絡がとれる場合又は装着している物から遺失者が存在することが明らかな場合は、法に基づき、拾得をした物件として提出を受けて差し支えない。

他方、鑑札等がなく遺失者の特定に至らない場合は、法第2条第1項の「物件」に該当しない可能性もあることから、取扱いについて慎重に検討する。

(5) 拾得者が動愛法に基づく引取りの求めを希望したにも関わらず、休日、夜間等で都道府県等が閉庁しているなどやむを得ない事情により、拾得者が自ら早急に行うことができない場合であって依頼されたときに限っては、当該引取りの求めに係る犬又は猫を警察が一時的に預かり、その後、速やかに都道府県等に引き渡すことは差し支えない。

2 負傷動物等の取り扱い

(1) 負傷動物等を発見したとして申告を受けたときは、発見者に動愛法に基づく通報を行うよう説明する。

(2) (1)において、発見者が自ら通報を行うことを原則とするが、休日、夜間等で都道府県等が閉庁などやむを得ない事情により、動愛法に基づく通報を自ら行うことができないときは、可能な限り、当該発見者の面前において、都道府県等の担当者等と連絡をとり、その対応を確認するように努める。

なお、休日、夜間等において都道府県等から当該対応を確認するため、あらかじめ、都道府県等の担当者等との連絡手段等について協議しておく。

3 1、2以外の動物の取り扱い

(1) 犬、猫及び負傷動物等以外の動物を拾得したとして申告を受けたときは、当該動物に該当する遺失届の有無を確認する。

(2) (1)の確認の結果、遺失届がある場合は、拾得した物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還する。

(3) (1)の確認の結果、遺失届がない場合において、拾得者に飼育する意思があるときは、法に基づき拾得した物件として提出を受ける。ただし、動愛法第26条第1項で定める「特定動物」及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条で定める「特定外来生物」（以下「特定動物等」という。）は、法第35条第1号の「法令の規定によりその所持が禁止されている物」に該当するため、(1)の確認の結果、遺失届がない場合において、特定動物等への該当の有無について、環境省ホームページ等で確認する。

特定動物等であるか否か判断がつかない場合は、特定動物については都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、その長とする。）、特定外来生物については地方環境事務所に確認を依頼する。該当する場合は許可を出したと考えられる行政機関に対し許可の有無の確認及び所有者がいる場合にはその氏名や連絡先等の確認を依頼する。

(4) 上記(2)及び(3)以外の場合において、拾得したとして提出を受けたときは、都道府県等に当該動物の保管を委託すること、都道府県等又は地方環境事務所から当該動物の保管方法等について技術的助言を求めること又は適切な保管委託先についての紹介を受けること等により、当該動物を適切に保管する。

(5) 法第10条により当該動物を処分する場合には、遺失物法施行令第4条ただし書に基づき、引き渡すことが適当と認められる者への引渡し、又は法令の範囲内で同種の野生動物の生息地において放つことのいずれかの方法によって行う。また、法令の範囲内で同種の野生動物の生息地において放つ場合は、動物の種類によっては、その処分方法により生態系が崩れるおそれがあることなどから、都道府県等に助言を求める（特定動物等に該当する場合は除く。）

(6) 法第37条第1項第1号の規定により、公告した後3か月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないときは、所有権が都道府県に帰属するため、帰属後の処分について、都道府県等の動物愛護担当部局と協議する（特定動物等に該当する場合は除く。）。

ボランティアの定義

災害対策基本法や防災基本計画に記載されているボランティアの定義には、「定義(1)：市民(国民)個人、もしくはその総体」と「定義(2)：災害救援活動に関わる民間組織」の2つがあります。

定義(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民(国民)個人、もしくはその総体。 ・被災地内、もしくは被災地外で被災者の暮らしや復旧・復興のために活動を行う個人を指す。被災者自らが活動する場合も含まれる。 ・近年では、災害ボランティアセンターを通じて、被災地での活動を希望する個人を指すことが主であるが、同センターを通じず地域内で支え合いを行う個人も含まれ、また、被災地外での募金活動、現地への送り出し支援等を行う個人も含まれる。 ・また、建築・医療・福祉など専門的な知識・技能を有する個人を「専門ボランティア」と位置づけている場合もある。
定義(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救援活動に関わる民間団体を指す。 ・社会福祉協議会、NPO、市民活動団体の他、日本赤十字社(奉仕団)、共同募金、生活協同組合、労働組合、青年会議所、企業など対象は幅広い。被災した自治体・町内会、自主防災組織、消防団等の支え合いの活動もある。 ・都道府県や市町村の地域防災計画に記載されている場合は、社会福祉協議会など、災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる担い手を「ボランティア」としている場合がある。

災害対策基本法に規定されている「ボランティア」は、個人・法人を問わず被災者の援護等のために自発的に防災活動に参加する者全般を示します。また、支援内容により「一般ボランティア」と「専門ボランティア」に分けられます。

一般ボランティア (個人・団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な専門性を持たず、支援のために駆け付けるボランティア。 ・主に災害VCを経由して、被災者支援活動に当たる。 ・NPO・ボランティア団体の活動に個人として参加する場合もある。 ・災害対応への経験値は様々。
---------------------	---

専門ボランティア

- ・看護師、作業療法士、理学療法士、外国語の通訳、弁護士、行政書士など特定の専門知識・技術を活かして活動するボランティア。
- ・土業以外に、重機の操縦や建築物の応急危険度判定、土砂災害に関する専門知識を有する者も含まれる。
- ・個人で活動するケース、土業団体や企業、NPO等の組織から派遣され災害ボランティアセンターと連携した活動を行うケースなど、活動の方法は様々。
- ・業界団体などの組織をベースに活動している場合には、ベースとなる組織との調整を行うなど、留意が必要となる。
- ・専門性が高い活動に関しては、受入れの是非の判断について、庁内の所管部局や関係機関(国・都道府県等)との相談が必要な場合がある。
- ・専門ボランティアは、その専門性故に瑕疵による高い責任を問われることもあり、留意が必要。

(NPO・ボランティア団体)

- ・専門性や得意な活動分野を有する組織だが、防災や災害時の活動に関する経験や知識を有するものとあまり持たないものがある。
- ・防災や災害時の活動を専門とする団体は、過去の活動経験から災害時の支援のノウハウを有している。
- ・災害VCを通さず独自に活動するケース、災害VCと連携して相互補完的に活動するケースがある。

人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と規範

令和2年3月 発行

発行 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒110-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL : 03-3581-3351

編集 一般財団法人 自然環境研究センター
〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号
TEL : 03-6659-6310



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。